
平成20年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成20年9月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成20年9月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 南部箕蚊屋広域連合議会議員の補充選挙について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 南部箕蚊屋広域連合議会議員の補充選挙について
-

出席議員(15名)

1番 植 田 均君	2番 景 山 浩君
3番 杉 谷 早 苗君	4番 赤 井 廣 昇君
5番 青 砥 日出夫君	6番 細 田 元 教君
7番 石 上 良 夫君	8番 井 田 章 雄君
9番 笹 谷 浩 正君	10番 足 立 喜 義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 塚 田 勝 美君	15番 宇田川 弘君
16番 森 岡 幹 雄君	

欠席議員(なし)

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	—————	谷 口 秀 人君	書記	—————	古 曳 正 之君
			書記	—————	本 田 秀 和君
			書記	—————	加 藤 潤君
			書記	—————	田 村 志 乃君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	三 鴨 英 輔君
総務課長	—————	陶 山 清 孝君	財政室長	—————	伊 藤 真君
企画政策課長	—————	三 鴨 義 文君	地域振興統括専門員	——	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	—————	畠 稔 明君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	前 田 和 子君
健康福祉課長	—————	森 岡 重 信君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	滝 山 克 己君	上下水道課長	—————	松 原 秀 和君
産業課長	—————	分 倉 善 文君	農業委員会事務局長	——	加 藤 晃君
行政改革専門員	—————	長 尾 健 治君	監査委員	—————	須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。定刻になりましたので、会議を開きたいと思いま
す。

ただいまの出席議員数は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達し
ておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

2番、景山浩君、3番、杉谷早苗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

3番、杉谷早苗君の質問を許可いたします。

杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） おはようございます。一番初めに質問させていただきます、3番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、国道180号線道路改良事業に伴う天津運動公園の代替地についてお尋ねいたします。

かねてより、この国道180号線改良事業実施については議会でも説明を受け、地元の東西町においての説明会にも出席いたしました。そしてこの地元説明会の中では、天津運動公園の真ん中をこのバイパスが通る予定であり、東西町地区に大きく影響を及ぼすことに関心が集まりました。この天津運動公園では、毎年恒例となっております夏祭り、運動会、地域主催の交流スポーツ事業、そしてゲートボールを楽しまれる方などで盛んに活用されています。運動会前になりますと、早朝より多くの住民参加により草取りなどの清掃作業に励んで今日までまいりました。また、隣接の児童公園は、毎年、小学校に入学の1年生の記念樹として桜の木が植樹されてきています。このように東西町地区にすっきりなじんでいる天津運動公園の代替地について、住民の関心はとても高いものがあります。

ところがこの春、国においては、道路特定財源、暫定税率、ガソリン税にかかわる混乱が生じ、そして本会議初日での説明によりますと、多くの遺跡が存在し、試掘に時間を要しているとのことでした。これらに起因してか、国道180号線道路改良事業のスケジュールはおくれ、天津運動公園の代替地の姿が見えてきません。

一方、地元東西町地区では、地域振興協議会を中心に地域づくりの計画が進められています。中でもこのバイパス改良にあわせた代替地運動公園整備は、子供から高齢者に至るまで、さまざまな夢と希望を描くことのできる事業です。そして、この代替地公園整備事業を進めることにより住民の力がより結集し、より豊かな町づくりが実現できるものと期待をしています。

このような状況にありますので、3点について質問いたします。1点目は、国道180号線道路改良事業の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。2点目は、従来の天津運動公園は宅地より離れ、また駐車場も狭いことから多少不便を感じておりました。新しい代替地は住宅地により近くであってほしいと希望いたしますが、どのあたりになるのかお伺いいたします。3点目は、この代替地整備事業については地元にも要望がありますが、どのように集約される予定でしょうか、お伺いいたします。

2番目の質問でございます。通告では郷土文化についてという質問事項としております。これは、今回私の提案が将来この町の郷土文化の仲間に入ってほしいとの全くの私の思いですので、大き過ぎる表題ですが御了承ください。

私は、ふるさとは人間形成に大きな影響を及ぼすものと考えます。このことにつきましては皆様も御異論がないことと思います。そこで昨年12月議会で、みずからの町に誇りを持つために、小・中学校で使う郷土を学ぶ副読本のような資料集の作成を提案いたしました。さらに町立図書館のホームページを活用して、記録の蓄積ができる個人ロッカーのような仕組みの設置の提案をいたしました。再度申し上げて恐縮ですが、ここに日々の出来事を記録することにより、この蓄積により自然に自分史がつづられていきます。また、仕事や学業などで遠くふるさとを離れていても、ここを開くことにより郷土を思い起こし、感謝の念がわき、心のよりどころとなります。ふるさと南部町がいつもそばに寄り添っているように感じられる仕組みです。そして引き続き記録の記入もでき、自分史が継続されていきます。このようなことを提案して賛同も得られました。しかしながら、これらのことは、頭、つまり心の中のことです。心と体と言いあらわされているように、体であらわされるふるさととは何だろうと考えたときに、南部中学校では県の無形文化財指定の小松谷盆踊りを保存会の方々と踊り、西伯小学校では西伯音頭を老人会の方々と踊られています。地元の東西町でも夏祭り前になりますと練習日が設けられ、夜コミュニティーセンターに集まり、当日だけでなく楽しんでいきます。

そこで、この延長上で取り組めるものと考えました。南部町民がいつでもどこでも同じふるさとであるという一体感を感じることもできる、例えば南部町音頭のような新しい取り組みを考えるとできないでしょうか、お尋ねいたします。

最後は、公立図書館についてお尋ねいたします。公立図書館は平成2年5月8日に開館され、地域の情報の発信拠点として時代の要望にこたえ、さまざまな実績を上げてきておられます。利用者人数も平成18年度末では2万258人、平成19年度末では2万3,597人と増加しています。平成19年度はシステム変更で休館日が前年度より8日少ないにもかかわらず、3,3

39人もふえています。

そもそも物事の拡充を求めるには、財政についての検討も当然しなくてはなりません。そこで、我が町の町財政については、合併効果の果実は国が先に食べてしまい、協定どおりの執行ができない難しい4年間のかじ取りであったことは理解しております。そのような中ですが、公立図書館においては、開架、閉架ともにスペースが狭く、ドアも自動でないために車いす等の身障者の方への配慮が欠けている状況です。平成6年6月29日公布のハートビル法、これは高齢者、障害のある人たちが円滑に利用できる建物の建築を促進するため、建築主への指導、誘導の総合的な措置を講じることにより、速やかに建物の質の向上を図ることを目的としたものです。そして急速な高齢化の進展が見込まれる中、さらに公益的な建物のバリアフリー化のスピードアップを図るために改正され、これが平成15年4月1日に施行されております。この法律は努力義務として課してあるものですが、福祉の町南部町、これをうたっている我が町では早急に取り組むべきことと思います。

さらに、現在の公立図書館は、郷土、ふるさとをあらわしている展示場所がありません。この役割をどこが担うかは議論を要するところですが、現在、公立図書館では郷土資料室も併設されておりますので、このところの拡充が取り組みやすいのではないかと考えます。なんぶSANチャンネルで放映されました町内の名所旧跡、そして新しい分野の南部町の生き物など我が町を紹介された記録など、郷土資料室での視聴ができればすばらしいことと思います。

現在、教育委員会ではノーテレビデーを設け、子供をテレビによる弊害から守る運動をされております。特に低年齢による弊害として、感情をあらわすことができなくなるなどの事象が報告されています。そこで、休日には家族全員が図書館でそれぞれがゆったりと楽しむことのできる、このようなことが実現できればなどと考えます。このように、公立図書館の持つ機能に合わせ、空間としての場としての役割が生じてくると考えます。

このように、今後、公立図書館が担う役割も多様化していく中、これらを解決するには現状では無理があると考えます。合併から4年、人口1万2,000人の町にふさわしい公立図書館を期待いたしたく、質問をいたします。

平成13年7月18日、文部科学省により出されている公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の作成過程の報告書があります。この中で、我が町、人口1万2,000人規模の町の数値目標例が算出できます。このふさわしい基準を満たすには多大な努力を要します。しかしながら、これを目指しながらも、今後の図書館という場の持つ多様性と可能性、居心地のいい空間の整備についてはどのようにお考えか、御所見を伺います。

以上3点についてお尋ねし、この場での質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

最初に、国道180号線道路改良事業の進捗状況と今後の見通しでございますが、議員御指摘のとおり、道路特定財源や揮発油税などの暫定税率をめぐり2カ月間ほど予算の凍結がありました。平成20年度におきましては要求どおりの予算を確保することができ、平成25年の完成を目指した計画に基づき用地取得の作業を進めている状況だと報告を受けております。次年度以降におきましても予算の確保を県に強く要望し、当初計画どおりの完成が図られるよう努力してまいりたいと存じます。

また、運動公園の代替地はどのあたりを予定しているかということでございますけれども、コミュニティセンターから米子側に突き当たった山林を道路関連工事で開発し、長辺80メートル、短辺75メートル、面積約6,000平方メートルのグラウンドと駐車場を含めた広場2,500平方メートルを確保し、整備を行いたいと考えております。

次に、地元要望をどのように集約するかでございますが、この運動公園はもともと通産省補助で建設したものでございますので、最低限の条件をクリアした上で東西町地域振興協議会を通じ利用される方からの要望などをお聞きし、設計に反映させる方法や提案いただく方法などがあると思いますが、いずれにいたしましても、予算の範囲内で利用者の意見が反映され永く利用される施設を建設したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

終わりに、公共工事を実施する場合、予算の確保は当然ですけれども、地権者の皆様の御理解と御協力が絶対的な条件となります。今後とも御理解と御協力を賜りますようによろしく申し上げます。

次に、郷土文化についてでございます。杉谷議員には、昨年6月議会では、校庭や園庭を芝生化してはどうか、また12月議会では、町立図書館のホームページを活用した個人ロッカーのような仕組みが考えられないか、また、郷土を学ぶ副読本を作成し小・中学校で活用できないかなど、積極的にさまざまな御提案をちょうだいいたしておりまして大変ありがたく思っております。それぞれの御提案はいずれも今日の教育課題に適合するものではありませんが、その実現に一定の時間を要するものでもございます。決して忘れてはおりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

町立図書館への御提案としていただきました個人ロッカーのような仕組みにつきましては、ホームページ上での開設や情報管理の問題など、ハード、ソフト両面で越えなければならない高い

ハードルがたくさんありますが、検討しているところでございます。

副読本の作成につきましては、小・中学校での郷土学習を一層充実させるため、教育委員会事務局が中心になりながら、平成20年度、21年度の2カ年にわたって調査、研究、作成に取り組む予定であると教育長より聞いております。

このたびの議員の御質問であります、故郷に根差した町民の一体感の醸成につながるような取り組み、例えば南部町音頭を新しくつくるなど、何か考えられないかということでございます。町民の一体感の醸成につきましては、議員もよく御承知のように、両町合併協議において重要な課題の一つであったと認識いたしております。こういう一体感の醸成について2つの側面から考えていかなければならないと思っております。

1つは、新しい町南部町という視点であります。町民の皆様お一人お一人がみんなで新しい町をつくっていくために、旧両町民がともに創造していく取り組みや、共有する体験や経験を一つずつ積み上げていくことが大切だと思っております。こうした範疇には南部町総合計画の策定や町のキャッチフレーズの決定などがあり、議員御提案の南部町音頭の創作もこうした取り組みに位置づけられるものと考えております。また、先月実施しましたみんなのラジオ体操会もこうした取り組みの一つにもなったのではないかと考えておりますが、日常生活の中でのさまざまな町民の相互交流が一体感の醸成に欠かせない中心的な営みであることは論をまたないところであります。

2つ目は、議員御質問の趣旨だと思いますけれども、それぞれに固有の歴史や文化を持つ2つの町が合併してできた南部町という視点であります。旧両町それぞれの歴史や文化を南部町民が共有することは、一体感の醸成を図る上で避けて通ることのできない町民課題でありまして、南部町そのものの大黒柱でもあります。南部町ふるさとガイドの会には、西伯、会見地区を問わず多くの方が参集され、一緒に旧両町の歴史や文化を学習し共有する取り組みを続けておられますし、さまざまな社会教育の場で講義や案内など積極的な活動を展開されております。今年度は中学校と連携して、中学生を対象とした南部町ジュニアガイド養成講座に取り組まれていると聞いております。法勝寺歌舞伎保存会の皆さんは子ども歌舞伎教室を開催され、会見地区からも御参加いただいているようでございますし、昨年度より法勝寺中学校は一式飾り保存会の指導を受け、文化祭で一式飾りに取り組んでおります。町民の一体感の醸成は一朝一夕になし遂げられるものではなく、それなりの年月が必要となることは事実だと思いますが、少しでも早くそういったことをだれもが感ずることができる町づくりに取り組んでいくことは重要なことであります。行政としましても、それぞれの分野におきまして、こうしたことへの配慮と施策や事業の工夫、改善

が必要であると認識をいたしております。来年度は南部町発足5周年の記念の年でもあります。南部町音頭の創作も含め、南部町民の一体感の醸成につながる取り組みを町民の皆様とともに考えたいと思っているところであります。

最後に、公立図書館についてでございます。まず、議員の御質問にもありました公立図書館の設置及び望ましい基準についてでありますけれども、これは、人口別に利用率の高い全国の公立図書館のうち、その整備状況が上位約1割の平均値を例示したものでありまして、一つの指標と理解しております。本町の場合、この指標を達成することは財政状況などを勘案すれば極めて厳しく、現状は示されている数値とかなりの乖離がございます。本町の図書館は平成2年度に県内初の町立図書館として開館し、来年度は開館20周年を迎える運びとなっております。当時としましては決して小さくない図書館でございましたが、その後の生涯学習社会への移行論議の中で図書館活動が大きくクローズアップされ、今日では規模的に、あるいは機能面でも十分な図書館サービスを提供することが困難な現状もあると認識をいたしております。今すぐには解決できない問題点や課題があるのは事実であります。こうした課題をしっかりと認識しながら、職員の創意工夫、御利用いただく皆様方の御理解や御協力によって、少しでも皆さんに役立てる図書館活動を目指して頑張っているというところでございます。

図書館の多様性、可能性、居心地のよい空間整備についてどのように考えているかという質問であります。議員は図書館活動の重要性についてこれまでもたびたび御発言されておりますのでよく御承知のことと思っておりますが、近年、図書館の可能性や進化する図書館ということを目にされることがあると思っております。地方分権社会への移行が着実に進む中、あらゆる分野での改革が求められ、IT化が日常生活に深く浸透して現代社会において、情報の持つ意味や重要性が飛躍的に高まってきております。図書館はあらゆる情報の集積地でなければならないし、生涯学習のある町づくりの拠点施設の一つでなければならないと考えております。また、現在、町立図書館は、県内の図書館はもとより全国の図書館とネットワークでつながっておりますので、全国の図書館サービスを活用できる体制が整っております。こうしたシステムを存分に活用した図書館サービスを提供するのが教育専門職の司書であります。こうしたハードとソフトが調和して一体となっていくことによって、図書館の持つ機能の多様性や可能性が大きく開けてくるものと確信しております。そして、子育て支援や学校支援、ビジネス支援や行政支援、さらには町づくり支援などの関係機関や組織、団体などと連携、融合することによって、さらなる多様性や可能性が広がっていくものと思っております。本町の図書館では、読書を趣味とされている方のための図書館としてではなく、困られたときに頼りになる図書館、つまり課題の解決型図書館として住民の皆様

に必要とされる図書館でありたいと願っております。

こうしたことから本町図書館は、目指す図書館像として、1つ、子供たちの豊かな心をはぐくむ図書館、2つ、住民の暮らしに役立ち必要とされる図書館、そして3つ目には、町のほっとステーションとしてみんなに愛される図書館を掲げてサービスを展開しております。

最後に、居心地よい空間の整備についてであります。確かにゆったりとくつろげるアメニティの空間となっていることは、図書館にとってとても大切なことだと思っております。そしてそのために、職員の対応だけでは満足していただけないハード面での改善もしくは改修などの課題に直面していることも認識をいたしております。

合併協定書におきまして、天萬庁舎議場を中央公民館的利用、ホール的な利用を行うとされておりまして、具体的な対応をしなければなりませんけれども、皆様の御意見を伺う中で議員提案趣旨も十分考慮してまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とします。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。実りある御答弁をいただいて本当にうれしく思っております。

天津運動公園の代替地につきましては近くにとということで、それも長年の課題でありましたのでうれしく思います。それともう一つ、以前、東西町の町民の中からは、真ん中にある池を、それをグラウンドにしてほしいっていうのをよく聞きました。しかしながら、これはとてもとてもサラリーマン家庭の多い東西町の発想でありまして、そんなことしたら周りの部落と大変なことになるよというようなことをお聞きして、ああ、そういうもんだねと、いろんな角度で検討しなきゃいけない問題だということを認識いたしました。そのような中で、予算の範囲内で最低限もとの形をとというようなことですが、また、町民の要望も聞きながらというところで、そここのところをしっかりと担当課長さんの方にもお願いいたしまして、つくり上げていく運動公園を目指していきたいなと思います。この中には、グラウンドを芝にしたり、それからツリーハウスができたりとか、山を利用してのそのようなのにふさわしいようなことも考えていけると思うんです。斜面をグラススキーのようなものでもできたりとか、そういうような思いもたくさんありますので、住民の方の要望を地域振興協議会を通しましてでもしっかりと把握していただいて、長く支援していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次の郷土文化につきましては、私が感じている以上に深く感じていろいろと対応していただいております。この中で私も、盆踊り、音頭というものについてちょっと調べました。それと、この事の起こりといいますのは、集いで講座に参加して、手を動かすより口がよく動くような作

業をしておりましたときに、ある年配の方が、やっぱり2つの町が一つになったというあかしが欲しいから、音頭っていうのはテンポもいいし、いいじゃないというような、そのようなことも伺いました。そのところで、音頭、そういうものについて私もちょっと調べましたところ、本当に小松谷盆踊りというのは長い歴史のあるすごく情緒のある格調高いものだったということです。その中で、またバンバ踊りというものもあるということを知りまして、バンバ踊りとはどんなもんかいなと思いましたので、これはあいみ手間山振興協議会の方に知りました。あいみ手間山振興協議会ともう一つの旧会見側にある2つの振興協議会で、実行委員会方式というんですか、あれで2つで盆踊り大会もしたというようなことをSANチャンネルで流れておりましたし、そのようなこともしたということをおっしゃいましたので、ここに聞いたらよくわかるだろうと思って聞いてまいりました。バンバってどんな字を書くの、片仮名なんだぜっていうようなところから、でもすぐには出てこんからねということで、でも調べてくださいました。本当に南部町は、図書館だけでなく振興協議会も頼りになるなと私は思いました。由来としましては、発祥が岡山県津山市の近郊の久米郡久米南町仏教寺で、保存会もあり、江戸寛永のころから350年以上の伝統を持って、雨ごいの後の7日以内に雨に恵まれたときに、八朔、旧8月1日の行事として踊られる感謝の踊りと言われていると、このようなことも学びました。次々と会見町のことも関心を持っておりましていろいろなことに出くわして、楽しいなと思って、提案するだけでなく私の勉強にもさせていただいております。

そのほか、きのう南部中学校では運動会も開かれて創作ダンスもされたと思います。このように若い子には若い子の今の感覚のものもありますけれども、それをあわせながら何らかのことができたらいいなと思います。そしてまた、会見小学校では会見小音頭というのがあるそうでした、またこれもいいなと思いました。これは会見小独特だそうでございます。そうしておりましたところが、会見町音頭っていうものはないのと思ひまして知りましたところ、これは以前公民館で募集してされたっていうような、5年間ほど町民の方からの募集をして続いたということで、その中に会見町音頭というのがあるというふうになりました。西伯町音頭っていうのもあります。西伯町音頭というのは町制30周年のときに募集されたそうで、今、東西町におられます杉村涼子さん、この方が作詞されて、それでわかとり国体でも盛大に踊られ、今でも本当に根づいておる西伯町音頭でございます。

このように、住民の中からわき出てきて体を動かしてともに汗を流していくということにつきましては、私は本当にすばらしいことだと思います。ちょっと年ごろ的には入りにくいなとか、ちょっと格好つけたりなんかして、そういう時代がありましてはなじんでいって、遠くふるさと

を離れたときにはその音頭のことが耳に残り、私は本当にいいことだなと思いますので、来年の南部町5周年、その記念事業の中でまた考えてくださるということですので大いに期待をしております。

それと、今までいろいろ提案いたしましたことにつきましてもそれぞれに御回答いただいて、時間がかかるものもあるが検討しているということでしたので、ぜひとも続けてこのようなことをお願いしておきたいと思います。

この中に、先ほどおっしゃいましたジュニアガイド養成講座というのがありまして、これも私、SANチャンネルで知りました。SANチャンネルはいろんな情報を与えてくれまして、私は非常にいいと思っております。そのようなことですので、この郷土文化のことにつきましても質問は、また新たな年度になったときに、もし町民の御負託がいただけるようであれば、もう少しきちんとしていきたいことだなと思っております。そんなに追及するような問題でも何でもないですので執行部の方の御答弁を伺うということはないんですけれども、このようなことにつきまして、教育長さんの御見解はいかがなものでしょうか、一言お尋ねしたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。どの点でお答えしようかなと思っておるところでございますけれども、旧町時代のあの音頭、会見小音頭とかあいみ音頭とかの話が出てまいりました。たまたま私はそのとき公民館におったものですから、ただ音頭をつくるということではなくて、ちょうど21世紀が目の前でしたので、住民の皆さんと一緒に21世紀に向かって20世紀のふるさとを歌によって伝えていこう、こんなような夢を語りまして、童謡をつくった年もございますし、歌謡曲のようなものをつくった年もあります。音頭というものをつくった年もあるというやなことで、このときも、作詞、作曲、振りつけ、すべて住民の皆さんのお力をおかりをしてつくり、そして盆踊り大会でみんなで踊ろうよと、こんなような調子でございましたので、こういうような考え方というのは今度の南部町においてもぜひ活用しながら、みんなの力でつくれたらいいなと私も思っております。

それからふるさとの問題については、昨年ぐらいから公民館の方に少し宿題を出したりしておるんですけれども、これも少しはやりなのかもしれませんけれども、南部学みたいなものをやっぱり整理してみたらどうかとかですね、何々検定なんてやなものが最近よく言われますけれども、そういうものをきちっと整理をして、これ多分皆さんのお力をかりればすぐできると思えます。そんなものをきちっとやっぱり対応していくことも大事なかなってやなことを今、職員に考えるよう指示もしておるところでございます。

それから、最近、ひらめきなのか思いつきなのかよくわかりませんが、先月の話を一つだけさせていただきます。先月の8月の17日に、小松谷盆踊りの十七夜ということで御内谷の方で盆踊りがございました。小松谷盆踊り保存会は、実は今年度が保存会の結成30周年の記念の年でありました。盆踊りが終わった後、関係者の方に、小松谷盆踊りで歌われる歌、歌詞っていうのは、これは歴史的にずっと大切に歌い継がれてきた歌詞なので、このことをやっぱりしっかり次代につないでいかにかいけんと、これはもう当たり前のことだ。しかしながら、小松谷盆踊りも新しい時代を迎えて南部町の盆踊りになってきたということになれば、南部町らしい歌詞といいましょうかね、新しい歌詞みたいなものもつくって、伝統的な歌詞も歌うけれども新しく南部町を歌ったような歌詞も中に入れて、少し変化を持たせるといいますか、そのような努力も、やはりただそのままをずっと歌い継ぐばかりでなしに、そんなことも大事なことでないのかなというようなことを少し提案をさせていただきました。保存会の方でどう受けとめられるのかちょっとわかりませんが、そういうようないろいろな角度から、やはりこういう視点というのは大事にしていかにかいけんなどというぐあいに思っております。以上であります。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 提案をいたしますと次々とアイデアを出していただきますので、本当にこの線上でまたお願いしたいと思っております。

次に、公立図書館の方にまいります。図書館とか読書とか、そればかり杉谷は言ってるんじゃないかと思われるようですけれども、やはり新聞やテレビで子供が犠牲になる痛ましいニュースが多く報道されております。テレビを初めインターネット、携帯電話、これらのことにより、子供たちにも多くの情報が簡単に手に入りやすくなっております。今までは考えられないような危険な、そのような報道にさらされております。それで、情報を読み取り判断する力を養うためにも読書というのは大事ななと思って、子供たちの確かな自分をつくるという意味で、私はぜひともずっと言い続けていきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど公立図書館のあり方ということで町長さんがいろいろとおっしゃいました。本当に一々ごもっても、そのような方向でぜひともますます努力していただきたいと思います。その中に天萬庁舎のことが先ほど出てまいりました。天萬庁舎をどのようにするかっていうことはまた新しい課題でありますので、これはしっかりと計画を持っていただきたいと思います。もし仮に、仮の話です。まだあれですけども、あちらの方が何とか図書館のような設備が整えられるようであれば、庁舎内に図書館があるということは、県庁の中にも図書館ございます。非常にこれは職員にとっての資料の作成に役に立っているというふうに、どこかの図書館の会

のときに聞きました。小さな図書館ですけども、司書の専門性を生かしたいろいろなことが入手できるということで、とても県の職員の方は活用しておられるというふうにお聞きしましたので、その辺のところも含めて、また新しい体制になられたときにはしっかりと検討していただきたいと思っております。

それで、それにつきましても先ほどの中で郷土資料を目に見える形ですべていいものは、例えば南部町がどのような地形であって、今、法勝寺中学校の校長先生がおつくりになってることを以前ちらっと聞いたんですけども、平たい部分での立体的に見える、そのような地図のようなもの、そういうものも一望のもとにできれば、かの有名な殿山古墳がどれかというもののみんなの認識も新たになってまいりますので、そういうような目に見える形のもの、その中には、私もなんぶSANチャンネルで知ったんですが、南部町の生き物、本当に絶滅危惧種の貴重なものも、そのようなことを集めたりとか、ブッポウソウの話にいたしましても、これはことし40羽、南部町から巣立ったと。全国では1,000羽しかいない、そのような貴重な鳥だっていうこと、それについてはSANチャンネルを通じて自然監察員の桐原さんとちょっとメール交換を急遽したことがあるんですけども、南部町の鳥にもふさわしいんじゃないのか、そのようなことが南部町の貴重な里山の美しい自然であるがためにブッポウソウもたくさん巣立っていくんだっていうようなことをおっしゃいまして、このような方面についてももう少し行政の方の支援もいただきながら、今できることをしていただきたいなと思います。

それで、話がどんどんそれるんですけども、先ほど総合計画の中のキャッチフレーズということをおっしゃった中で、ブッポウソウの話にいたしますと、日南町、日野町、米子市、鳥取市、これらが、鳥がつく鳥取県で町の指定の鳥を認定してるそうです。そのような中、日南町だったかな、日野町だったかな、どちらかは既にブッポウソウが、鳥取県で一番早く巣箱をかけられたところがどちらかの町だったと思うんですが、そこではもう、日南町ですね、ヤマドリを町の指定にされておりますのでブッポウソウはあいておるといことです。そういうことでしたらこれを町の売りにして、兵庫県の豊岡市のコウノトリの郷というような強い地域ブランド化の力になっていくのかと思いますので、南部町を発信するのにもいい材料になるのかと思っております。

そこで、また話が飛ぶんでございますが、南部町発信にするということで、今、教育委員会では松本清張の100年生誕についての、松本清張の小説の中に出てくるI市いう、これは南部町の旧会見町の寺ではないかというようなところから、それは出てくるお寺はどちらなんだろうという推理をするということの検証っていいですか、検証ですかね、教育長、検証ですかね、私も、そういうような取り組みをして全国に発信できるということで、南部町もいろんな面で名前を売

って地域が盛り上がっていったらと思って、私は喜んでおります。それで、早速私も図書館から、図書館関連ですと言わせてください、借りてまいりました。「数の風景」という、こういう本です。その一番初めを見ますとね、うれしいんですよ、東京から米子空港に午前11時ごろに着いたと、初めから米子が出てきます。このあたりのところが次々あって、またこういうことから読書活動も盛んになってくるのかなと思ったりもしております。

いずれにいたしましても、私が一番思っております公立図書館の場としての問題の解決を、来期にはぜひともお願いしたいと思っております。私たちの任期も残り少ないです。これをまたもう一度言いたいと思いますので、町民の負託が得られれば私はぜひとも取り組んでいきたいと思っております。町長もぜひとも取り組んでいただくようお願いしておきます。余り追及する問題とかなんとかはないのでございます。最後の機会でございますが、私の質問はこれで終わりますが、町長として何か申し述べられたい、申し述べておくというようなことがございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大変広範な御質問をいただいたわけでございますけれども、まず、図書館の問題でございますけれども、これは合併協議の中で町長の執務場所をどこにするかという問題の折に随分議論が白熱をいたしまして、町長の執務場所も旧西伯、それから議会も旧西伯では、それでは会見の方の議場があくのではないかと、こういうことから、ちょうど会見の方では文化的な施設を建設しようというような検討もなされてきた経過があって、そういう中央公民館的な利用、あるいはホール的な利用を行うというぐあいに合併協定を行ったわけでございます。したがって、合併協定書にはっきり記載してありますので、できるだけ速やかにこの天萬庁舎の3階の活用について考えなければいけないわけでございますが、今、議員御質問の図書館としての機能が、20年もたつて随分今の社会情勢に対応できないようになっておりますから、こういうことも含めて、一体的にこの天萬庁舎の問題、特に議場の問題を考える必要があるのではないかと、このように思っておるところでございます。

それから文化の問題でございますけれども、これは本当に大切なことでございます。昨日、東西町の敬老会にお邪魔いたしましたけれども、東西町には、子供銭太鼓ですか、高齢者の皆さんに披露をしておりましたけれども、これが非常に立派な指導者がおられて続いているわけですが、よく考えてみますと、ほかの地区ではそういうことはございません。やっぱり新しく来られた皆さんが、そういう文化に価値を見出してそれを伝承していくエネルギーをお持ちなのかなというようなことを概観して見ております。地元にあるものは案外大事にしないんですよ、よそ

から来られた人が案外そこに価値を見出して、それを伝承する主体になっていていただいているというようなことがあると思います。そういうことで、改めてこの小松谷の盆踊りや西伯町音頭や、そういうものを見直して、一体感の醸成につなげていくような運動を進めていきたいというように思っております。西伯町音頭は西伯町という言葉が入っておりますね、私もこれはあんまり、南部町になったわけですから適切でないなと思っておりますので、そういう取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、生き物のことをお話しになりましたけれども、今、広報の最後の裏ページに桐原さんに毎号紹介をしていただいておりますが、南部町はお宝の宝庫だということを言っております。私たちの暮らすこの地域が、そういう生き物にとっても過ごしやすい生存しやすい環境だということをお褒め願っていますし、多くの町民の皆さんから大変好評であります。このようにしてお互いの両地域の生き物などを通じて一体感を深めていきたいし、ふるさとへの愛着というものを強めていくような、そういうことにつながっていけばいいがなと、このように願っております。そういう方向での取り組みは引き続いて支援をしていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 十分でございますので終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で3番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 若干ここで休憩をとってきたいと思います。再開は10時10分再開したいと思いますので、御参集賜るようお願いをいたします。休憩いたします。

午前 9時50分休憩

午前10時10分再開

○議長（森岡 幹雄君） 約束の時間になりましたので会議を再開いたします。

休憩前に続いて一般質問を行います。8番、井田章雄君の質問を許可いたします。

8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

まず、指定管理者制度についてでございますが、当町では平成18年4月から施設で指定管理者制度による施設管理が始まり、管理委託期間は3年で平成21年3月で終了しますが、現況は

どうか、また、今後の考え方についてお尋ねいたします。

次に、合併5周年記念交流大会及び体育協会設立50周年について。平成16年10月、旧会見町、旧西伯町が合併し、南部町が誕生して平成20年10月で5年経過しますが、平成21年度記念事業として合併5周年記念交流大会を企画する考えはないか、また、旧会見、旧西伯の両体育協会が設立50周年になり、協会としては何か企画したいと考えておられるようですが、行政として協力する考えがあるか、また、設立50周年についてどのように感じておられるのか伺います。

最後に、民間路線バスの運行について。南部町では現在、西伯地区5路線、会見地区1路線の計6路線を日ノ丸自動車が行っていますが、その中で、特に会見地区の御内谷線が廃止路線になるのではないかと心配の声を聞きますが、現在の状況、また、今後について町としての考え方についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。答弁よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 井田議員さんの御質問にお答えをしております。

最初に、指定管理者制度についてでございます。平成18年度から導入、実施いたしました指定管理者制度のうち、お尋ねの平成21年3月で指定管理期間が終了する施設は、公募によらず指名指定としたものでございます。指名指定といたしました施設は、多数の地元雇用があったり地域の皆さんで自主的に運営がなされている施設などであり、公募により管理運営主体が変更されれば、それまでの雇用や農産物供給農家の出荷体制にも大きな混乱を招く懸念が予想されるものであります。指定管理制度導入実施から2年半が経過いたしました各施設の状況につきましては、販売や利用料をいただく施設にありましては、おおむね制度導入後、収益が向上ないしは収支の改善が見られるところであります。

また、町におきましては、御質問の指名指定管理を行っている施設の管理期間終了後の平成22年以降のあり方を町行財政運営審議会に諮問し、御審議をいただき、去る9月2日に答申をいただきました。審議会の答申内容について簡単に御紹介いたしますと、指定管理は原則公募によるものであるが、地域雇用や生産者とのつながり、町民の福祉の向上などを十分考慮し、一律に公募を行うことで、低賃金や手抜きの原因となる安値応募の競争を地域に持ち込むことに警鐘を鳴らしていただいております。あわせて野外施設や体験施設などにおきましては、青少年を対象とした学習機能の充実に努めることなども盛り込んでいただいたところでございます。町としましてはこの答申を最大限尊重いたしまして、平成21年度からの指定管理制度について、公募、

指名指定、町直営のいずれかの方針を決定し、公募によるものにつきましては、9月4日発行の「情報☆なんぶ」、町ホームページへの掲載、新聞各社への情報提供を開始したところでございます。

また、指定管理者制度に移行した後も売り上げが伸び悩んでいる野の花についても一言申し述べたいと思います。本施設は、旧会見、岸本、溝口の3町の特産品や農産物を販売し、あわせて同時にありますフラワーパークの付加価値も高めることを目的に整備され、その運営を南部・伯耆地域振興株式会社が行っております。以上のような設立の趣旨から、同施設の指定管理は南部・伯耆地域振興株式会社に指名指定としております。同施設の収支状況につきましては、近年フラワーパーク本体の入り込み客の減少から売り上げが伸び悩んでおります。今後とも指名による指定管理を続けるのであれば、町は一定の覚悟を持って支援を続けなければなりません。このようなことから、本町としましては、共同で南部・伯耆地域振興株式会社を支援しております伯耆町と協議を行い、今後の指定管理のあり方を決定してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、合併5周年記念交流大会及び体育協会の創立50周年についてお答えをしております。西伯町及び会見町が合併し、平成16年10月1日から新しく南部町が誕生し、はや4年がたとうとしております。南部町においては、人口約1万2,000人、面積114平方キロメートルという大きな規模となったこと、昨今の目まぐるしい制度改正と財源確保など厳しい財政事情のもと、新しい町としての基礎がために専念してきた期間であったと言えます。井田議員のおっしゃいますように来年は合併5周年目の節目に当たりますので、町民の方に、南部町に住んでよかった、合併してよかったと言われるようにさらに努力するための節目として、南部町施行5周年記念式典を開催することが必要であると思っております。今後、式典の時期や記念イベント、予算規模などを委員会を立ち上げて検討していくことになると思っておりますので、また御指導いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、民間の路線バスの運行について申し上げたいと思います。本町の路線バスの運行は、国庫補助対象路線の東長田線、これは1日7往復でございます。単県広域バス路線の上長田線大袋経由が4往復、同じく上長田線峰経由が2往復、大木屋線が2往復、法勝寺線が6往復、それから新交通体系促進路線である御内谷線6往復の計6路線でございます。

現在の状況について申しますと、平成19年度の全路線合わせた経常収益でございますけれども、4,762万7,000円でございます。経常費用は8,668万7,000円で、経常損益は3,905万9,000円で、平成18年度に比べ赤字額は301万円の増となっております。

す。これに対する補助金は、国が547万1,000円、県が1,488万1,000円、米子市が693万8,000円で、町の負担額は1,041万9,000円となりますが、特別交付税で財政措置されるために、実質町負担額は約210万円程度となっております。

また、年間輸送人員は、平成19年度23万7,349人で、平成18年度25万7,054人に比べ1万9,705人の減少となっております。各路線の平均乗車密度は、東長田線が3.5人、上長田線大袋経由が2.3人、上長田線峰経由が3.2人、大木屋線が3.3人、法勝寺線が2.8人、御内谷線は1.5人となっており、今のところ御内谷線を除く5路線については平均乗車密度も2.3から3.5人となっておりまして、当面は補助対象バス路線として維持できるのではないかと考えております。

御内谷線につきましては、平成19年度の経常収益533万円、経常費用1,416万4,000円、結果、経常損益は883万3,000円の赤字でございます。これに対する補助金が、県が314万9,000円、米子市が166万2,000円、町の負担が267万2,000円でございます。県の方針としては、平均乗車密度が2人以下の路線については公共交通の役割は果たしていないという考えでございまして、平成18年度から年々県の補助金も削減されてきており、来年度以降の補助率も現在のところ未定であります。このような動向を踏まえ、特に御内谷線につきましては、ことしの5月29日に御内谷線の現状について関係地域振興協議会に説明させていただき、現在、あいみ手間山地域振興協議会とあいみ富有の里地域振興協議会でも御内谷線存続に向けての話し合いが持たれておりまして、協議会として、どうしたらバスに乗ってもらえるのかを検討されていると伺っております。

路線バスの維持、存続は、役場ばかりの努力ではできません。乗らずに守ろう路線バスといった人任せではなくて、自分たちがバスを守っていくという認識で、まずは住民の皆さんが積極的にバスを利用させていただくことが最も重要な存続の解決策でございます。地域の皆さん一人一人が、何ができるのか協議会と一緒に知恵を出し合って、乗車率向上に取り組まれることをぜひともお願いいたします。町としましては、鉄道が走っていない本町にとって路線バスが米子市と結ぶ唯一の公共交通でございますので、振興協議会と連携しながら路線バス存続に向けて努力していく考えでございます。今後とも御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 旧町から通算して50周年となる南部町体育協会の対応についてお答えいたします。

南部町体育協会は、昭和34年、1959年でございますが、旧両町それぞれにおいて発足しました体育協会を平成17年10月11日統合し、11の競技部により同日発足いたしております。私は、本町体育協会の理事長を仰せつかっておりますが、以前に議員より御指摘いただくまで、本年度で旧町以来50周年を迎えることの認識を全く持っておりませんでした。議員に御指摘いただきましたのが6月上旬ごろだったと記憶いたしておりますが、既に今年度の理事会を終えていましたので、急遽、会長にその旨を御相談し、後日の定期総会に当たる評議員会でその対応を協議をすることといたしました。評議員会は6月16日に開催し、このことについてお諮りをいたしました。多くの評議員が50周年という認識を持っておりませんでしたし、先ほど述べましたように理事会も既に終了し予算案もでき上がっていましたので、反対意見はなかったものの、記念式典を開催するなどの積極的な意見も残念ながらありませんでした。

御相談した結果としましては、50周年という歴史をしっかり受けとめながら、各部が主催いたしております競技種目別の町民大会を開催をする際に、今年度は体育協会設立50周年記念大会と位置づけ開催要綱に明示するとともに、大会当日に同様の横幕のようなものを掲示することとなりました。井田議員さんのスポーツ振興に対する熱い思いを十分受けとめ切れていない結果となっているのかもしれませんが。旧町時代からの体育協会設立50周年を部員一人一人がどうとらえ、どう考えるのか、また、既に予算等がほぼ確定した現状で何ができるのかなど、問題点や課題を十分に相談する時間もないままに対応について協議をせざるを得なかったことを御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） まず、指定管理者制度についてでございますが、町長答弁をお聞きしまして考え方というのは大体わかりました。

それと、私もこの間、「情報☆なんぶ」というのが9月4日発行でございますけども、これ見ましたら南部町の公の施設の指定管理者を募集しますという、これ4つの施設からの公募の募集が載っておりました。このことについて、もう出発しとるんかなというような判断に至ったわけでございますけども、どちらにしましても、これが始まった意義というのは、行政のコスト削減とか、それから町民の行政サービスが向上するんじゃないかというようなことで、これは始まったのではないかと私は理解しておるわけでございます。したがって、やはり根づいた指定管理者制度にしていただくように、一層の努力をしていただきたいというふうに思っております。

この問題については以上で終わりますが、次、合併5周年記念交流大会及び体育協会設立50周年についてでございますが、先ほど町長答弁でありましたように、何か記念式典を行うという

ことでございますけども、私は、町長、記念式典、これも大事な行事だと思います。ただ、考えてみますと、旧会見町と旧西伯町が合併しまして南部町が誕生したわけですね。それで、合併した南部町の町民が感じるの、やはり人と人の交流じゃないかというふうには思っております。今現在いろいろ聞いてみますと、それぞれ老人クラブとかグラウンドゴルフ協会とかいろんな芸能クラブとか、いろんな方が交流はしとられますけども、私はね、この5周年記念、やはり合併した節目な年だと思います。ぜひやはり、交流記念大会いうんですか、これはぜひやっていただきたい。その中で、今、地域振興区が7つございます。私はね、その地域振興区の皆さんに協力を得ないかんですが、やはり一つとして、スポーツでやるならば運動会がいいじゃないかと、運動会をですね。そうすると、ちょうど7つの振興区があるわけでございます。ですからその7つの、ちょうど7ついうたら、だれに聞いても7コースできてちょうどいい数だと思います。ですから、やはりこの運動会が一番町民が一堂に会して、全部じゃないですけども、いい交流になるんじゃないかというふうには考えておる一人です。

また、私も今、当団地の中の同好会のグラウンドゴルフでありまして、ことしからやる気になってやっておるわけですけども、これも割と今の3世代交流という大会もあるみたいなんです。そうしますとね、子供からやっぱり高齢者まで、健康が問題ない方でしたらだれもできると思うんですね。ですからこのグラウンドゴルフなんかも、振興区の皆さんの負担になるかわかりませんが、やはりせっかくできたわけですから、やはり協力していただいてこういうものも私はやってもいいんじゃないかと思うんですね。

それと、文化的な面でいいますとね、やはり今は芸能大会、カラオケ大会とかいろいろチャリティー大会とかやっておられます。これはこれで大事なことだと思いますけども、こういう合併して、南部町で旧西伯と旧会見の人間が交流するんだということになれば、こういう芸能大会もやっぱりこういう形の中でやれたらどうかなと思いますですね。それで、もしこれが好評を得ればね、毎年毎年こういう大会を私はやってもいいじゃないかと。予算的には私はそんなにかからんと思いますよ、町長。ですからぜひ検討していただきたい。まだ時間はありますからね、21年度事業で私は言っておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

以上でこの5周年記念交流大会については終わりました、その前に、町長、そのことについてちょっと答弁いただけますでしょうか、ちょっと一言。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。大変積極的な御提案でございまして、しっかりと受けとめさせていただきます。先ほど申し上げましたように記念式典を当然行いたいと思っておりますけれど

も、杉谷議員さんの御質問にもお答えしましたように、音頭だとか町歌だとかそういうものも含めた中で、この体育的な、例えば運動会とおっしゃいましたけれども、そういうこともすべて含めて検討をしたいと、5周年を機にですね、そういう意味で申し上げております。

○議長（森岡 幹雄君） 8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） よろしく願いいたします。

それでは、体育協会設立50周年でございますが、教育長から答弁いただいたんですが、早速やはりこの「情報☆なんぶ」9月4日号を見ましたら、体育協会設立50周年記念、第8回南部町民親睦ゴルフ大会というあれが載ってましたですね。あ、これはやっとなと思って私は見させていただきました。ただ、これはまあ、今まである分に、教育長が答弁されましたように、やはり何かの形の中でそういうものでやりたいということだろうかなというふう感じたところでございます。ただ、私、50周年いいますと半世紀なんですよ、それと発足当時の皆さん、こんな言い方したら悪いと思いますけども、もう亡くなられた方もあろうかと思えますけどもね、先人の皆さんが努力されて今日になって50周年になっとるわけですね。ですからね、これは一つの私は旧会見、旧西伯の財産と思うんですね、体育関係の、体育協会いうですか、スポーツ関係についてですね。ですからね、私はもうちょっと重きを置いて検討された方がいいと思えますよ。

それと、私は今考えておるのは、最低でもこの50周年の重みちゅうのを考えながら、記念誌の編さんぐらいはやってもいいんじゃないかと思うんですよ。ぜひやっていただきたい。それで、興味がない方もあるかしらんですけどもね、やはり図書館ぐらいいいじゃないでしょうか。学校の図書館でもあってもいいじゃないでしょうか。また、町民で欲しいない方は、これは無償ちゅうわけにならんと思えますけども、有料でもね、そこまで考えて私はやはり体育振興をやるべきだというふうに思っております。その点についてちょっと答弁を、教育長、お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 永江でございます、教育長です。大変、井田議員さんの熱い思いがばんばんとこっちの方に伝わってきまして、井田議員さんのお気持ちなり考え方を理解することは十分理解をしているというぐあいにお答えをしたいというぐあいに思っております。

記念誌を、体育協会の評議員会でお諮りをする際に、実は私も気持ちの中にないわけではありませんでしたが、こちらの方からなかなかそのことを切り出せるという状況でもなかったんですが、恐らく、きちんと調べておりませんが、記念誌も、いわゆる歴史の方ですよ、記念、歴史、多分これ資料が難しいだろうなど。いわゆる各部のそれぞれ50年、まあ50年にならん分もあ

りますけれども、営みを整理をするちゅうのは、まず資料が多分ないじゃないのかなというぐあいに思っております。記念誌は、ごんべんに志すの方ですね。これについていえば、多少やり方もあるのかもしれない。発足当時かわられた方も、もちろん御存命の方もおられるわけでございます、その時代その時代頑張ってきた先輩方のエッセーでつづる50周年というようなものも考えられなくはないんだろうなというぐあいに思っておりますが、御承知のように、協会長が別におりましてみんなで進めている別の組織でございますので、こういう御意見があったということはしっかりお伝えをしながら考えていきたいと思っております。ただ、今年度はもうこれで終わりということになりますので、先ほどの何でもかんでも5周年にひっかけるわけじゃないですけども、新年度で多少そういうような1年おくれでも取り組みができる方法があるのかどうか、検討をしてみたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） ありがとうございます。

記念のことについては体育協会の方たちが企画して検討されると思っておりますので、これはとやかく私が言う筋合いではないですが、ただ、くどいようですがね、やはりまだ設立当時の方、亡くなられた方もあるかしらんですけれども、体育協会の方たちと、またそれに携わった方がまだ御健在だろうと思っております。ですからわかる範囲内で、最低でも記念誌ですね、やっぱり歴史ちゅうものは積み重なっていくもんですから、こういう節目のときにはやっぱり私はやられた方がいいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ努力していただきたい。それだけをお願いしておきます。

続いて、最後になりますが、これはちょっと私も旧会見に住んでおりますが、今答弁聞きました、確かに、乗車密度ですか、1.5言われましたですかね、いうことは、ちょっとこれは本当に私以下含めて旧会見の町民の皆さんが、やっぱりある程度この日ノ丸バスに乗ってやらないと難しい面があるかなという形の中で答弁を聞いておりました。

ですけれども、町長、一つ、これは私もずっと前から思ってたんですが、南部町がなりまして唯一ここが鉄道が走っていないんですよ、鉄道があればまだええですけども。旧会見の方にしますとね、国道が走っていないんですよ、国道も走っていない。そういう中で、これ路線の維持ができないということになるとね、何ちゅうですかね、過疎化ちゅうか、人口は旧会見では今何ぼだったのかな、4,500ぐらいでしょうかね、その中でね、やっぱり市街地に行く路線バスがね、それは確かに赤字で町行政がえらい中で大変いうのはわかりますけれども、やはりこれから高齢化がますます進んでいく中、そして弱者いますか、免許を持たない方とか、それから児童生徒を

含めて、これどうなるかなというような。今ふれあいバスというのはね、本当にこれはありがたいと思ってます。これはいいんですが、やはり市街地に向かうにこの路線バスがなくなるということは、こりゃちょっと一大事じゃないかなというふうに私は今の段階では思っております。ですから、確かに町民の皆さんが、旧会見側になりますけども、乗車密度を上げるように協力する気持ちは持たないといけんと思います。私もそういうふうに喚起していきたいと思っておりますけども、できれば何とかして路線維持、町長、努力をしていただきたい、お願いしたい。それだけは言っておきたいと思っております。それについて、ちょっと町長、もう一度心強い答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど答弁したとおりでございますが、引き続き振興協議会などと連携しながら存続に向けて努力をするということでございますが、これは旧会見とか旧西伯、また特別な路線に限らず、乗らずには私は路線バスは守れないと思っております。ですから御内谷線についていえば約1,400万円の経費がかかっているわけですから、収益が530万円ほどということでございます。したがって880万ほどの赤字が出ているわけですから、この赤字をそれでもいいのかという議論が私は必要だと思っております。バスが走っておればいざというときには利用できるわけですから、880万払っても空のバス走らせといたがいいというその判断もあるかもわかりません。全国各地でこの公共交通がどんどん廃止になっていくわけですが、みんな自家用車の発達などによって、乗らずにこれを守っていかうというようなことでどんどん廃止になっております。ですから、やっぱり私はそういうことの再認識、再教育というようなものが必要ではないかなと思います。特に今ガソリンが高騰しておりますので、やっぱりライフスタイルを一遍見直した方がいいのではないかなというように思うわけです。

私自身のことを考えてみますと、この1年間バスに乗ったことはございません。自動車に乗ったことはあります。自家用車を主に利用しておるということですので反省もしなければいけませんけれども、やっぱりまず自分から1カ月に1回ぐらひは例えば上長田線に乗るというようなことを具体的に行動で行っていかないと、この路線バスというのは守れないというように基本的には思っております。1.5人という乗車密度になっております。利用される方もまだあるわけですから、そういうことが絶えない間に、ともしびが絶えない間に、ほかの人も協力して意識的に暮らしのあり方を変えていくというような努力をお願いをしたいというように思っております。町の方もできるだけ頑張っていきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で8番、井田章雄君の質問を終わり、続いて、11番、秦伊知郎君の質問を許可いたします。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告の2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、全国学力テストであります。

文部科学省が実施している全国学力テストの市町村別、学校別の結果を開示するように求めた県情報公開審議会の答申を受け、県教育委員会は8月11日、臨時委員会を開き、答申を覆す結論で2007年度の結果も非開示を多数決で決定、2008年度も非開示として、2009年度以降は今後検討するとの結論を出しました。その理由として、学校現場や市町村教育委員会から開示へ強い反対があり、教育的配慮が必要、過度な競争が生ずるおそれ、開示が教育にいい影響を与えるほど社会は成熟していない、答申は教育論を理解していないなどがあります。明確に開示の立場の中永県教育長は、県情報公開審議会の答申を尊重する意向を示し、漠然としたおそれを拡大解釈するのではなく、明確なおそれを提示しなければならない。おそれがあってもはね返していくのが教育、たかが2教科、2学年の結果で参考までの数字だ。この数字以外にもそれぞれ学校が展開する独自の教育があるはずと述べておられます。

8月12日の新聞に各市町村のテスト結果の公表状況が示されており、南部町では、国語、算数、数学の平均正答率をそのまま公表、開示請求にも応じるとありました。県教育委員会が非開示との結論の中、開示の意向を示しているのは三朝町と南部町のみであります。学力テストの公表、データ提供は、文科省から報道機関を通じて公表されるのは、国全体と都道府県別成績に当たる教科や設問別の平均正答率、都道府県教育委員会に対しては、該当する市町村別、学校別、これは公立のみだそうではありますが、データ、市町村教育委員会には学校別と個別成績、これは個人特定は不可能だそうであります、データ、各学校にはクラス別、個別成績、これは個人特定可能だそうであります、データが提供とのことであります。公表範囲などは市町村教育委員会の判断に任されるが、文部科学省は、市町村別、学校別データは序列化への懸念から非開示を求めています。テスト結果の開示の方針を示しておられる教育長は、県教育委員会の今回の結論をどのように考えておられるのか。また、開示、非開示のメリット、デメリットについてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、教育委員会制度であります。平井知事は8月21日の定例記者会見で、教育委員会制度について、今の教育委員会は予算編成権がないため、教育関連の予算をみずからつくり住民や議会の説明責任も果たすという仕組みになっていない。教育事務は知事部局や市町村部局でできる部分が多い。執行部局に教育行政を組み込むのが一番すっきりすると指摘し、将来的には廃止を含めて制度を全面的に見直すとの相当突っ込んだ考えを示されておられます。

教育委員会は、地方教育行政の定めで都道府県、市町村に設置される行政委員会の一つで、合議制の執行機関であります。教育の専門家でないレイマン、これはただの人という意味だそうですが、合議で大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家の教育長が事務局を指揮監督し執行する仕組みで、レイマンコントロールと呼ばれています。戦後、教育委員会制度が誕生した当初、教育委員は選挙で選ばれ、予算編成権を持ち、政治的な対立が教育に持ち込まれない中立性、安定性、継続性を担保する制度でありましたが、公選にはない委員、予算編成権もなく責任が不明確になり、制度の形骸化も指摘されてると言われています。今回の発言の背景の一つに学力テストの結果の非開示があったと考えますが、知事の発言は相当重いと考えます。この発言を町長も御存じだと思いますので、教育委員会制度の見直しを含め、どのように知事の発言、考えを聞かれたのか、また、知事の言われるように、将来的には廃止を含め制度の全面的な見直しが必要と考えられるのか伺いたいと思います。

壇上での質問は以上といたします。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしましては、私は教育委員会制度についてお答えをいたします。そして全国学力テストにつきましては、これは教育長の方からお答えしますのでよろしくお願いします。

去る8月21日の定例記者会見におきまして平井鳥取県知事は、教育委員会の存在意義について、問いただす、直す必要があるとして、将来的に廃止してはどうかと発言をされました。この発言の背景には、全国学力テストの市町村別、学校別の成績を非開示とした県教育委員会の決定が世論の認識との乖離を明らかにしたことがあると、このように思います。あわせて、教育委員会法が制定された昭和23年当時との社会、政治環境の変化や、予算や人事の権限を与えられていないなどの現行の教育委員会制度の矛盾に対して、本県の教育の充実、向上を願う知事の思いがこの発言となったものであると感じております。

お尋ねの本町教育委員会の廃止を含めた制度の見直しにつきましては、全国町村会が平成17年に、必ず設置すべきと定められた現行の制度を、市町村の判断で設置すべきか否かの判断がで

きる選択制とすべき旨の提言を行っております。そういう背景はありますけれども、私は、本町の教育委員会はその使命を十二分に果たしておりまして、町長といたしましては、今のところ廃止ということは考えておりません。ちなみに行政委員会の改廃は国の法律の改正によって行われるものでございます。その法改正以前に、町民の皆様様の御意見を十分に聞いて本町における判断を行うべきではないかと思っております。

また、その所轄する業務という観点から所見を申し上げますと、学校教育から社会教育、生涯学習、芸術文化など非常に広範な業務範囲を担う現在の教育委員会につきましては、町民の皆様様の立場に立った業務の迅速化、効率化を図るために所掌事務の検討が必要であると、このように考えているところでございます。

そういうことを申し上げまして答弁といたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 秦議員の御質問にお答えをしております。御質問は、県教育委員会の全国学力テスト結果の非開示決定に対する教育長としての所見はどうかということであります。丁寧な回答せよとのことであったと伺っておりますので、少し長くなるかもしれませんが、御期待に沿えるようお答えをしたいと思います。

まず、全国学力テストということですが、正式には全国学力・学習状況調査という名称で、昨年度と今年度、全国悉皆調査という形で実施されました。調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上という観点から、全国の児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することによって、教育及び教育施策の成果と課題を検証してその改善を図ること。また、教育委員会及び学校が、全国的な状況との関係においてみずからの教育並びに教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることの2点であります。

調査事項は、児童生徒に対する教科及び質問紙調査と学校に対する質問紙調査とから成っており、教科に関する調査は、小学校第6学年を対象に国語と算数、中学校第3学年を対象に国語と数学となっております。また、出題内容は、主として知識に関する問題と活用に関する問題とで構成をされております。

さて、御質問いただきました調査結果の開示、非開示に係る経過ではありますが、かいつまんで申し上げますと、昨年10月に調査結果の開示請求がなされ、県教育委員会は同年11月に非開示を決定をいたしました。これを受けてことし1月に異議の申し立てがなされたため、同月、県教育委員会は県情報公開審議会に諮問をし、この7月8日に審議会答申が示されたということになります。その答申内容やその後の経過につきましては、新聞等マスコミ情報としてよく御存じのこ

とと思います。

審議会答申を受けた県教育委員会は、定例教育委員会が7月15日に招集され対応が協議されましたが、結論に至らず、翌月に臨時教育委員会が開催されることとなりました。そしてその間に、市町村教育長と関係者から意見の聞き取りが実施されることとなりました。私ども教育長の意見につきましては、8月5日、市町村教育委員会との意見交換会という形でその機会が与えられました。その内容につきましては、おおむね新聞等マスコミの伝えるところではありますが、県の中永教育長が会合の趣旨として冒頭依頼された、開示された場合の具体的な支障については、それまで仄聞されていた危惧されるとかおそれがあるとか、明確な支障についての報告はなかったと理解をいたしております。会合には1地教委を除いてすべての教育委員会が参加していましたが、開示すべきとの意見は南部町だけであり、理解を得られれば柔軟に対応したいとの意見が1地教委あったほかは、すべて非開示を求める意見でありました。町民の皆様には大変御心配をおかけをしたのではないかと考えております。

ここで、県情報公開審議会答申を含め、このたびの事案に係る南部町教育委員会としての考え方を申し述べておきたいと思っております。

まず、答申につきましては、県の条例に基づいて設置をされた審議会の答申であり、最大限尊重されなければならない、県民の大多数の声であると受けとめなければならないと考えております。開示による弊害が声高に叫ばれていますが、いずれも危惧とかおそれとかの域を出るものではなく、教育的配慮としてその取り扱いへの慎重さは忘れてはなりません、そのことをもって答申を尊重しないことにはならないと考えております。

次に、開示、非開示に対する本町教育委員会の考え方です。1つ目、本調査の内容及び結果は、市町村別あるいは学校別教育のありようのすべてを示しているものではない。調査結果の意味するものを正しく説明し、それぞれの立場で理解をすることが大切である。2つ目、調査のねらいは、学校別、市町村別の問題点や課題を明らかにして改善していくことであり、その後の取り組みや検証こそが重要である。3つ目、調査結果の責任は学校のみが負うものではなく、市町村教育委員会はもとより、学校、保護者、地域社会全体が受けとめるべきものとの認識に立たなければならない。4つ目、児童生徒に係るさまざまな問題や課題が山積する現在、学校だけの、あるいは教育行政だけが特定の情報を持つことにどれほどの意味があるのか疑問である。5つ目、子供たちの健やかな育ちは地域社会全体の願いである。教育に係る問題や課題を単に教育関係者だけの発想や知識、知恵だけで解決していくことはもはや困難であり、社会全体の課題としてとらえるためにもみんなで共有すべき情報であると考えております。

次に、開示による弊害についての認識ではありますが、現実問題としては、調査結果を正しく御理解いただけない方もあるのではないかと考えております。そのため数値がひとり歩きし、誤った認識や情報が流れ、ややもすれば学校現場のみの責任のように理解され、校長や教職員への誹謗中傷、一層の多忙感につながることも考えられ、結果として現場の子供たちへの好ましくない影響が出るのが想定されます。本町におきましては、こうした事案が発生した場合、学校教育について正しく理解をしていただくチャンスととらえ、教育委員会と学校とが連携をして対応していくことを校長会で確認をいたしているところであります。

最後になりますが、このたびの県教育委員会の非開示決定について、南部町教育長としての所見を求めるということであります。県教育委員会は、昨年度並びに今年度実施の調査結果については非開示とすることといたしました。この結果については、答申尊重について疑義があるものの、私としてはある程度予測していた結論でありました。調査の主体は市町村教育委員会であり、非開示を前提とした調査でありましたので、開示とした場合の市町村教育委員会や学校との信頼関係への影響や、想定される危惧への懸念から、非開示とせざるを得なかったのではないかと受けとめております。ただ、大変残念に思っておりますことは、来年度以降への対応を今後検討と、極めてあいまいな結論として判断が先送りされたことであります。地域に開かれた信頼される学校づくりが標榜される一方で、教育委員会制度に対する厳しい御意見がある現状を考えたときに、今後検討という方針は、少なくとも私の期待を裏切る結論だと言わざるを得ません。

教育は、今非常に大きな困難さに直面をしています。保護者や地域の皆様の総力を結集することなくその困難を乗り越えることはできないと考えております。そうしたときに、教育関係者と地域との間に情報の偏りがあるのではないかと考えております。こうした観点から、県教育委員会も県民の皆様を信頼し、一步踏み出してその方向性を示し、市町村教育委員会や学校、県民とともに、信頼される教育、信頼される学校を取り戻すことに、ともに汗をかきたいと願っております。子供は地域の宝、子供は県民の宝であります。教育を県民みんなで考え、力を合わせていくことのできる教育行政へ変革していくことが今求められていると認識をいたしております。

大変長くなりましたが、私の思いも含め、お答えとさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 教育長、町長の御答弁、どうもありがとうございました。

特に学力テストの件につきましては、新聞紙上で教育長は、地域に開かれた教育が求められる中、非常に残念。学校で解決できないこともあり、保護者や地域との信頼関係、連携が非常に重要というふうに述べておられます。当然今のような答えが返ってくるであろうなというふうに考

えておりました。私は、教育長が述べられた考え方が正論であり、それ以外の何物でもないというふうには思っておりますが、しかしながら、各市町村の教育委員会の状況を見ますと、残念ながら開示の方向を示されたのは南部町と三朝町、2町であります。もちろん県の教育委員会は異例の多数決でこれを非開示というふうに決めました。この町の認識と他の町の認識は少し違うのかなというふうに考えておりますが、その改善として、働きかけとして教育長はどういうふうに考えておられるか、その辺、もしありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。他の自治体の教育委員会のことでありますので、私の方から、これが正しいとかあれが正しいとかと言うべきことではないだろうというぐあいに基本的には思っております。が、8月に全県の教育長の会もあって、それ以降、一月ほどたちます。この1カ月間で私の方で耳にいたしております様子は、やはり開示について考えていかにやいけんでないかなあということの御意見が、少しずつ教育委員さんの中で表面に出てきたといひましようか、そういう動きというのが私自身は感じております。さまざまな問題点があるのも事実ではありますが、どういう姿勢で考えていかないけんのかという部分については、少しそういう御意見をお持ちの教育委員さん方も県内に広がりつつあるのかなと、そのような認識を持っております。答えになっていないのかもしれませんが。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 他町の教育委員会の考え方ですので、それぞれいろんな意見があるというふうには考えておりますが、当然、県の教育委員会がこの結論を出す前に、儀礼的かもしれませんが、各教育委員会からの考えを一堂に会して聞かれたそうであります。それらの中で、積極的に開示について、先ほど述べられたようなことをこれからもお話をしていっていただきたいというふうに思います。

けさの、みのもんたの朝ズバですか、大阪の橋下知事がこの問題について若干述べておられました。開示するかしないかというのは学校の先生や教育委員会の範疇ではなくて、保護者や住民がどういうふうに考えるかというような簡単なコメントでありましたが、非開示をするようなところにはこれから予算をつけないと、縮小していくと、要するに非常に突っ込んだような発言しておりました。

教育長が言われましたように、地域で子供たちを支えていく、地域力で子供たちの学力を向上させていくという考え方には非常に賛成であります。ただテストをして、その成績がよかって一喜一憂するのではなく、例えば行政としては施設面の整備をしていく、あるいは地域としては、

コミュニティースクールですか、そういうものを踏まえながら、地域の皆さんと一体となって子供たちの教育を向上させていく。数日前のある会合で町長が述べられましたこのコミュニティースクールの件であります、初めは非常に、そんなもので地域力が上がっていくのかな、学力が上がっていくのかなというような考え方だったんですけど、導入したら、やはり地域の子供の考え方、そして勉強に対する姿勢も上がっていったというふうに言われております。非常に高く評価されておられるわけですが、そういう地域力がやっぱり間接的に学力も向上させていくというふうな考え方です。

特に通告していませんが、コミュニティースクールにつきまして若干の説明を、もし教育長の方でしていただけるならば、どのような効果があるのかということをお示し願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長です。コミュニティースクールの少し今の状況も簡単に申し上げておきたいと思いますが、会見小学校以外の学校でも運営協議会がそれぞれ立ち上がりまして、今年度、特に具体的な動きが出かけてきたということで、今年度、あるいは少し確実にというような面を考えれば21年度の頭になるのかなとも思っておりますけれども、指定がそうのかなと、ある意味では次のスタートラインにどの学校もそろって立てれるのかなというような認識でおります。

私は、コミュニティースクールという面でやはり一番効果があるなと思っておりますのは、地域の皆さんがやっぱり学校の中に入られるということだろうと思っております。昔はもともとそうだったのかもしれませんが、学校というのは子供と先生がおれば成り立っておるといふところがございます。ところが、そこにいつでも地域の方が入っておられるというのは、子供にとってもやはり新しい新鮮な感覚でありますし、あるいはよく聞きますのは、やはりおじいちゃんおばあちゃんに褒められるというようなことがあったり、非常にいい効果がありますし、私がそれ以上に期待をしてるのは、やはり教員だろうというぐあいには思っております。いわゆる限られた教員の資格を持った者ばかりで構成してる社会でございますから、そこに地域の方が入られることによって、いろいろなやはり教員の姿勢そのものに大きな影響が出るんだろうなということを思っております。

この間、別件でございますけれども、この学力テストにかかわって東北の方の県が優秀な数値だけは出ているわけですが、その取り組みの報告の中には、やはり長い間、地域の皆さんに学校に入ってください、みんなの参観日だったかな、何かそんなような名前のようなわけですが

も、そういう地域全体で子供たちを支えていく、そういう体制を前から取り組んでおったという
ような経過もあるようでございまして、子供たち、それから教員にとりましても総合的にいろん
ない面が出てくるんだろうというぐあいに思いますし、例えば会見小学校が取り組んでおりま
すのは、学校が地域に対して何ができるのかという視点でも実はコミュニティースクールを考え
ております。地域の皆さん方の生涯学習という観点から、やはり学校がそれにこたえていくという
視点もあわせて大事になってくるのかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） なぜコミュニティースクールの話聞いたのかといいますと、こ
としの調査結果につきまして中永教育長が、鳥取県の場合は小学校、中学校とも県の平均点以上
だったというコメントをされておられます。やはり教育関係者にとりまして、点数が一体どの
辺にいるのかというのは非常に気になるものだろうというふうには思いますが、しかし、永江教
育長が言われましたように、長期的に学力というものを考え子供たちの教育というものを考えて、
地域に根差した教育をしていく、それがひいてはこの南部町の教育力を上げていくと、あるいは
お年寄り、おじいさんおばあさんですね、私もその域に入っていますけど、それらが孫や子供た
ちの生活環境に非常にいい影響を与えていくというようなことを踏まえながら学力を向上させて
いくという試みとなるからだというふうに考えるからであります。この件につきましては、教育
長の御答弁、大変満足しておりますので以上で終わりにしたいと思います。

それから、教育委員会のこれからにつきまして、平井知事は多分、学力テスト、先ほど町長
の方から御説明もありました学力テストの非開示の件が非常に大きなウエートを示しているとい
うふうに思われますが、しかしながら、県のトップがそういう考え方を公式に示したということに
つきましては、確かに法律の中で教育委員会の設置がうたわれており、条例を変えなければ廃止
をすることはできないわけではありますが、何らかの影響も考えられると思いますが、それにつ
きまして全く当町には影響はないというふうに町長は考えておられますか、どうでしょう。

知事の発言というのは非常に重たいわけでありまして、知事が、教育委員会の結局形骸化、ある
いは必要性のなさというところまで突っ込んだような意見を述べておられます。もちろん教育委
員会というのは各市町村に設置が義務づけられて現在の条例ではあるわけではありますが、県
のトップがそういう考え方を示されていると、当然影響もあるというふうに思います。自分の町は自
分の町でうまくやってるので何ら問題はないよというふうに御答弁されればそれだけでありま
すが、もう少し、どういうふうに思っておられるのか、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私は、先ほど答弁したように、南部町教育委員会は今廃止を議論するような状況ではないというように思っております。県下でこの学力テストの結果を公表すべきだというような判断をした唯一の教育委員会でもありますし、私は今日までの取り組みに非常に高い評価をしているわけであります。

一般的に公教育の水準をだれが決定するのかということでもあります。すなわち近年のこの経済格差というようなことが教育の格差にも反映しているというようなことを言われておられて、縦にどおんと、できる子は物すごくできるけれども、できない子もたくさんいるというような、縦に分かれていくというようなことも伺っております。そういう中でどのレベルに公教育の水準を持っていくのかということ、これは私はやっぱり住民が決めることだというように思っております。そういう意味で、このコミュニティースクールなどを通じて住民の皆さん方を教育の現場に関心を持っていただくような取り組みを現になさっていただいておりますし、そして、これは校長先生から聞いたことですが、非常にそういう意味で教育の成果が上がっているということを伺っております。具体的には、学力テストの結果が非常にいいということもありますし、それからもう一つは、不登校の率ですね、欠席率というんでしょうか、これが昨年などと比べて随分改善しているというように伺っております。子供たちに落ちつきも出てきたというようなことでありまして、私は非常に意欲的な取り組みを我が教育委員会はやっていただいておりますし、そういうことを通じて公教育の水準というのをどの辺に持っていくのかというのは、やっぱりこれは住民が決定することだというように思っております。そういう取り組みをなさっておる教育委員会を廃止するというような考えには立たないということでもあります。

県知事がこういう発言をなさったのは非常に重いわけですが、きっとそれは、この学力テストの結果の不開示というような県教委の御判断にいら立ちを示されたといひましようか、そういうことで思わぬ発言を、踏み込んだ発言をなさったのではないかなというように思っております。それともう一つは、全国的にこの行政改革の中で教育委員会の必置規定というのを見直そうと、全国町村会も、先ほど申し上げたように、それぞれの市町村で判断ができるような規定に変えた方がいいというような提言もしておりますので、そういうことも背景にあったのではないかなと思っておりますけれども、しっかりやれという激励のメッセージと受けとめて、当面は推移を見守りたいというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 教育委員会を廃止するというぐあいには言っているわけではありません。

先日いただきました報告第7号に、平成19年度教育施策点検評価の概要についてというのをいただきました。その中に教育委員会の活動状況というのも明記されております。これを見ますと、会議は定例会が12回、臨時회가2回、活動は、学校訪問、研修会、行事、各種会合参加、教育委員会1人が大体年平均50回ぐらい参加されております。非常に精力的に教育委員会が活動をされておられます。また、先ほど町長の方からもありましたこの開示につきましても、我が町は非開示ではなく開示という方針を示しておられます。非常に健全な教育活動をなされているというふうに考えています。教育委員会あるいは教育現場につきましても、ぜひ町長部局の方で予算をつけていただきまして、積極的に支援をしていただきたいというふうに思います。しておられるか、おられないかということではありません。現在、会見小学校の耐震あるいは大規模改修等を見ますように、これから教育に非常に力を入れていこうというふうに町長の考え方が伺えます。私は非常にいいことだというふうに思っています。教育長が述べられたように、現場あるいは地域の力を、それを支えるのがやはり施設面の整備だというふうに思っています。教育委員会と町長部局が一体となって、町の教育行政について考えていただきたいということを思っています。

願わくば、以前質問いたしました町の図書館費用をもう少し考えていただきたいというのが私の思いであります、それは細かなことであります。ぜひ当町の教育について前向きに考えていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で11番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 若干早いですけど、ここで昼の休憩に入ります。13時再開をしたいと思います。御参集賜るようお願いいたします。休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

4番、赤井廣昇君の質問を許可いたします。

赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ただいま議長より質問を許されましたので、ただいまから一般質

問をさせていただきます。

平成16年10月1日の2町合併から、はや4年を経過し、このたび9月議会の終了をもって任期満了を迎えることとなりました。6月議会でも若干総括という形で質問をさせていただきましたが、このたびは最終議会に当たり、改めて新町の総括を質問させていただきたいと思っております。

平成17年度当初の3月議会において、南部町総合計画の中での冒頭あいさつにおいて、旧町での町づくりの中で特徴的に取り組んできた人権、福祉、農業振興などの重点施策を継承し、住民参画でさらなる発展を図ってまいります。そして、町民のすべてが健康で安心した生活を送り、幸せを実感できる町づくりを進め、若者が定住し、地域の活力を生み育てて継承していく持続可能な町づくりを目指してまいります。

また、町長は、地方分権等変革の時代を迎える社会状況の中にあって、暮らしの基盤がしっかりとした自治体が求められるとして、6つの点から町づくりの計画を述べておられます。1番、みんなで進める新しい町づくりとして町づくり総合計画を示し、計画の実行には住民参加により住民の意思を聞きながら推進し、取り組む。集落の再編を視野に入れた自治組織の構築に向け、町の活性化には若者の定住人口の増加が要素で対策を進めるなど、包含した地域自治組織、地域振興区を構築させられました。2番目、教育、文化の町づくり。町づくりの基本は人づくりを目標に、人権を尊重した人権施策、男女共同参画社会の実現、青少年の健全育成、公民館活動の充実、芸術文化活動の支援、スポーツの振興等。3、人が触れ合う交流の町づくり。4、安全で安心して暮らせる福祉の町づくり。5、働く人々が充実、産業の町づくり。6、自然と共生する循環型社会の町づくりでした。

町長は、為政者として、住民福祉の増進、公正、公平で民主的かつ誠実に町政を運営し、住民の安心、安寧な生活を守ることのできる町政を執行しなければなりません。失礼ながら、正直に申し上げ、町民の声として、必ずしも町民は好意的にとらえておらなかったように聞きます。公平で民主的な町政がなされたと評価されておられません。むしろ辛らつな声が多いように感じました。町長は、表明された町づくりをみずから顧みて、この4年間の成果をどのようにお考えでございますでしょうか。いかに総括されてるかお伺いしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしてまいります。南部町まちづくり計画で定めた6つの将来像に対し、どのような取り組みをし、どう評価しているかという御質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、みんなで進める新しい町づくりについてでございます。

町づくりの基本方針を示すものとして、18年3月に第1次総合計画を策定しました。6名の公募委員を含む17名の総合計画審議会委員により、平成26年までの町づくりの基本計画を審議、決定いただきました。さらに、新町では地方分権を単なる国、県から町への権限移譲に終わらせない、新たな地域内分権の取り組みとして町内を7ブロックの地域振興区とし、各地域の中でそれぞれ特色豊かな地域振興協議会を立ち上げていただきました。中央集権にならされた行政も住民も一步一步が手探りの状態ですが、自治を住民の身近なところで行うことは、住民自治と南部町の自立のためには避けて通れない課題であります。

合併した平成16年から平成18年までの3年間は、三位一体の改革により自治体は財政上の大混乱に見舞われ、基金の取り崩しで予算不足を穴埋めする危機的な状況が発生しました。地財ショックと呼ばれるものでございます。このような混乱の中で、17年3月には行政改革大綱を行政運営審議会によって答申をいただき、職員の賃金カット、定数削減、各種補助金の見直しなど、大なたを振った行政改革に着手してまいりました。平成18年12月議会では、国の財政の基礎的収支の黒字化目標で新型交付税はさらに厳しいものになると予測し、平成20年度、基金が底をつく予測をし、議論を呼びました。結果は議員も御存じのとおり、行政改革によるコスト削減や定住対策による人口減少抑制効果などが新型交付税の中で高い評価をいただき、交付税の大幅な増額につながりました。

しかし、安心してばかりられません。将来の財源確保を考えた場合、確実に進む少子高齢化は税収減につながりますし、交付税についても合併の優遇算定が11年後にはなくなり、現在ベースでいくと約4億円の穴があきます。行政のむだを削減するとともに、さらなる改革も必要になってくるでしょう。南部町をどんな地域にデザインしていくのかの議論は、今後より一層、住民参画を進める地域ごとの身の丈に合った施策で住民自治を進展させていかなければなりません。地域振興協議会に対しますいろいろな御意見をお聞きし、さらに議論を深めた住民参画の場に育て上げるよう御支援をいただきますようお願いいたします。

第2点目は、一人一人を大切に教育、文化の町づくりであります。

町づくりの基本は人づくりを目標に、人権が大黒柱の町づくりを基本に、人権教育や人権啓発の施策の実施を図ってまいりました。部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例、男女共同参画推進条例などの条例化を通じて、あらゆる差別をなくす総合計画、男女共同参画プランを策定し、本年は実施計画を作成中であり、人権を尊重する明るい社会の構築に向けて普及啓発に取り組んでまいりました。しかし、平成19年は小地域懇談会の実施を見送り、同和問題について住

民の皆様との対話が途切れた結果となってしまいました。本年は役場各課に人権啓発推進委員を任命し、役場職員の人権意識の向上を図っていますので、地域の皆様との人権についての会話を新たな形で取り組みたいと考えております。

小・中学校施設の充実は地域住民すべての願いであります。この間の厳しい財政事情の中、繰り延べざるを得ない苦渋の決断をし、防災の観点から耐震補強を優先施行してまいりました。合併後の行政改革の成果で、19年度は基金の積み立てができるまでに改善してまいりましたので、本年度から学校改築に重点配分することができました。今後、西伯小学校の改修、会見小学校プール改修と体育館の耐震補強、会見第二小学校体育館耐震補強など、学校改修に予算を重点配分していく必要がございます。

なお、これまでの4年間で改修しましたのは、西伯小学校の耐震補強、屋根のかけかえ工事、体育館改修、給食センターの改築、会見小学校ではコンピューター環境整備、後ろ校舎耐震補強と全面改修、南中ではパントリー改修、全小・中学校と図書館を結ぶ図書システムの構築などを進めてまいりました。

南部町のコミュニティースクールが注目を集めております。会見小学校で平成17年から始まった地域協働学校は、18年には文部科学省の指定校となりました。本年度からは町内5校でこの取り組みが広がっており、地域の皆さんが教育に関心を持ち、地域で子供を育てるという環境が着実に広がっていることをうれしく思っております。平成18年には全国スポーツ・レクリエーション大会が本町で行われ、トレーニングセンターを中心にバウンスボールの競技が行われ、現在も多くのお楽しみの方が楽しんでおられます。また、本年8月にはNHKの朝のラジオ体操が、とっとり花回廊を舞台に、我々の予想をはるかに超える1,500人もの皆さんを集めて盛大に行うことができました。この体操会を機会に体操を始めたという町民の皆さんのお話を聞く機会が多くなって、たかだか体操ですけれども、子供さんとの会話や健康への意識の変化など、今後、家庭や地域、職場で継続することで大きな効果を期待できると確信しております。

第3点目に、人々が触れ合う交流の町づくりについてです。

韓国ハンリム大学、米国オハイオ州立大学のホームステイ事業を中心に、国際交流はこの4年間で着実に南部町に溶け込んだ事業となりました。本年18回目を数える全国柿の種吹きとばし大会は、富有の里まつりの中心イベントです。平成18年からはこのお祭りに健康福祉・ボランティアフェスティバルが加わり、スポーツ、文化、産業、保健、福祉、医療、そしてボランティアと、ますます広がりが生まれてきております。本年はフーちゃん・ユークんの2代目を制作中ですので、さらに富有の里まつりを盛り上げてくれることと思います。

また、合併の目玉として、ふれあいバスとCATV整備を行ってまいりました。ふれあいバスは、通学や西伯病院への通院、スーパーへの買い物などに利用されて喜んでいただいておりますが、一方、運行していない両長田地域の皆さんからは、ふれあいバスの運行範囲の拡大について要望をいただいております。仮に運行させた場合、現在の日ノ丸バスは廃止となることは明らかであり、今後の地域交通体系について、地域の皆さんと十分な議論が必要であると認識しております。CATVの加入状況は、本年90%を超え、これまでの難視聴地域では美しいテレビ画面に大変喜んでいただいております。

また、なんぶSANチャンネルは、町内の身近な出来事や議会の模様が家庭でごらんになれることから多くの皆さんがごらんになっていらっしゃいます。番組の構成や放送時間の工夫など皆さんの御意見をお聞きしながら、さらに充実したものにしていく必要があります。

交通基盤の整備では、長年の課題でありました180号バイパスがいよいよ着工されました。東町を起点に境地区、三崎田んぼを通過し、つくし保育園前で現在の国道につながる全長3.8キロの大型工事で、平成25年度の完成を目標にしております。

第4点目は、安全で安心して暮らせる福祉の町づくりです。

近年のゲリラ的な豪雨の発生、続発する内陸型地震、災害対策は日常の防災意識の高揚と訓練が必要不可欠であります。南部町では、合併後、鳥取西部地震を風化させることのないように10月6日前後に防災訓練を続けてまいりました。平成19年10月からは全国に先駆け全国瞬時警報システムを運用開始し、防災無線を利用した緊急地震速報に対する訓練もいち早く始めることができました。平成17年にはハザードマップを作成し、豪雨時の危険箇所や避難方法を知っていただくため全戸に配布をしました。平成19年からは、県下で頻発する集中豪雨に備え災害対策本部の立ち上げや避難勧告を想定した図上訓練を重ねてまいっております。

しかし一方で、課題も明らかになってきております。自主防災組織の活動支援や各集落での防災マニュアルの整備など、集落や地域での取り組みはまだまだ不十分でありまして、振興協議会や各集落を中心に防災に対する学習を重ねる必要があると思っております。

平成18年4月、西伯病院の全面改修工事が竣工しました。この近代的設備の整った病院の完成により、町民の医療、健康維持の観点から安心・安全の環境が整ったことは喜びにたえません。

しかし一方で、全国的に医師不足が大きな社会問題になってきております。西伯病院にあって勤務医が町内に開業されたことなどから後任の医師確保が困難な状況であり、引き続き医師確保の努力の必要があります。

第5点目は、働く人々が充実する産業の町づくりを申し上げます。

南部町発足後の企業誘致は、栗村ポンプ後ミヨシが誘致企業として引き続いていただきました。工場の拡張では、ビブラコースティックが社屋を増築され、60人程度の新規雇用が生まれております。企業誘致については、このほかに何件かの候補がありましたが、残念ながらミヨシ以後の企業誘致には至っていないことが残念であります。

そのような中で本年1月、韓国で手広く観光開発を手がけるエマーソンパシフィック株式会社と南部町鶴田のグリーンパークゴルフ場が相互利用の業務提携を結ばれまして、4月4日から7日まで韓国男子プロトーナメントが開催され、選手や報道関係者など総勢300名以上の皆さんが来場されました。私も1月に韓国エマーソン社を訪問し、副社長と面談しました。エマーソン社は南部町周辺に大変興味を持っておりまして、年間1万人程度のゴルフ利用者を見込んでいるということで、南部町での観光事業への投資をお願いしてまいりました。

南部町における農業施策の柱となっているものは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と農業振興地域整備計画、水田農業推進協議会の南部地域農業ビジョンにあるとおり、水田においては水稻、大豆、ソバ、白ネギを初めとする野菜、花卉、花壇苗、葉たばこ、山菜など、また畑作、樹園地においてはナシ、カキ、イチジクなどの振興、また畜産における肉用牛、酪農の振興を位置づけております。この中で系統出荷のみならず直販の重視、地産地消の推進を位置づけておりまして、平成16年度より始まった南部町食材供給連絡協議会による学校給食などへの食材の供給は、平成19年度において約600万円程度の供給となっております。

また、現在南部町では、集落営農は寺内法人と福成法人以外に2つの集落で集落営農が立ち上がり、集落営農を推進するプロジェクト委員会には8集落の代表が参加しておられ、今後、集落営農組織の育成に集落の自主性を尊重しながら取り組んでまいります。

また、平成19年度より南部町特産品ブランド化研究会を立ち上げて地産地消の枠を超えた南部町特産物、農産物加工品などのブランド化を図っていくため実行計画を策定し、取り組んでいく考えであります。

南部町の専業農家戸数は、平成17年度農業センサスで133戸となっております。この専業農家の所得の推移については、個人情報であり、調査ができない状況であります。農家収入1,000万円育成プロジェクトを目標に取り組んでいる認定農業者が20戸余りありまして、生産面積の拡大など意欲的な取り組みがなされております。

しかしながら、農林業の環境は米価の低迷や資材費の高騰など厳しい状況にありますが、中でもナシの栽培は県西部の中心産地になろうとしております。本年度からの次世代鳥取梨産地育成事業では、新植などについては町の上乗せ補助を行い、個人負担を3分の1から6分の1に負担

軽減させ、ナシ産地の育成を支援するよう必要額を本議会に上程しております。

平成17年度から21年度までの第2期中山間直接支払い制度と農地・水・環境保全向上対策で農地は保全され、農業対策による集落の活性化に支援してまいりました。しかし、近年遊休農地が発生していることで、農業委員会と連携をとりながら解消に向けて協議会を立ち上げ、遊休農地解消計画により利用権設定などに取り組んでまいります。

最後に6点目は、人々が自然と共生する循環型社会の町づくりでありました。

私は、環境基本条例を通じて大量生産、大量消費型の社会から脱却し、循環型社会を構築することが21世紀に生きる我々の課題であり、南部町は環境自治体を目指していこうと訴えてきました。ごみの減量化、資源化を促進するための分別収集の徹底や平成18年から軟質プラスチック回収事業、生ごみ処理機補助事業は一定の成果を上げてきております。さらに本年度からは振興区単位で前年対比マイナス5%を目標に燃えるごみの削減に取り組んでいただいております。ごみの減量化への取り組みの成果を振興協議会への交付金という見える形で還元するシステムを始めましたので、その成果が期待されます。

このように環境自治体への取り組みは、住民の皆様の理解と協力、そして何より参加していただくことが絶対条件です。山間部の林道沿いに見られる不法投棄は、環境を悪化させ、多大な処分費は税金を使わなければならない重大な犯罪です。監視し、取り締まることも重要ですが、住民の皆さんがその実態を知っていただき、関心を持っていただくことが何にも増して重要です。

そのような中、天津振興協議会では、母塚山林道沿いをパトロールされ、軽トラック6台分のごみを回収し、警察とごみの中から不法投棄者を割り出して撤去される活動をされました。地域の環境を地域みずからが守るこのような行動が不法投棄をなくす具体的な活動だと感心しております。

まちづくり計画に掲げられた6本の柱を中心に4年間を振り返ってみました。改めて新町の下地づくりの4年間だったと思いました。キャンバスに町のデザインを書き込む作業であり、粗い部分やもう少し工夫の必要な部分も目立ちますが、国や県への依存体質から自己決定と自己責任の地方分権時代は確実に訪れています。

したがって、事なかれ主義や前例踏襲主義は何の役にも立たず、町の未来を切り開くのは安心して暮らしたいと願う住民と説明責任を十分に果たせる首長、職員の協働以外にありません。その礎に身命を傾けてまいりました。

私の評価についても御質問がありましたが、為政者を評価するのは常に住民であります。私が判断するものでないと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 大変御丁重にるる御説明いただきまして、ありがとうございました。

町長からいろいろ御説明いただいたんですが、私がちょっとお聞きしてみたいなと思いますのは、この合併新町が立ち上がりましてから4年間たったわけですが、いろいろ目標も掲げながら努力もしていただいたことは今の説明聞いてもわかるとでございますが、実態として正直なところ申し上げまして新聞、メディア等に大変南部町の不祥事等が、断続的な形と申し上げていいでしょうか、取り上げられまして、むしろ南部町民としては肩身の狭い思いをするようなことは大変たくさんあったように思うわけでございます。そういう中で町長は、南部町民であることの誇れるもの、どういうもんだと、どういうところが南部町民として誇れるんだよと自信を持ってお答えできることはできますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。町民として誇れるものということでございますけれども、私は住民力、それから財政力、それから職員力、この3つを一つの行革の柱に据えて町づくりを進めていくように取り組んでおります。

住民力でございますけれども、住民力では住民の皆さん方が非常に行政に関心を持っていただいて、これは批判も含めてでございますけれども、関心を持っていただいている。住民の行政に対する関心というのは非常に高いということがあろうと思います。これは誇れることであります。そして行政に参画して一緒に町づくりを進めていこうという気概にあふれているというように思っております。

それから職員力でございますけれども、大体180人程度の職員から今150人程度まで減って、削減になっております。しかも地域振興区の方の支援ということに14人の職員が割かれておるわけでありまして、したがって、実質の行政本体の担当する職員というのは他の町村に比較して相当少ない人数で事務をやっていただいておりますというように思うわけでありまして、これは非常に高度な専門性の高い事務を少ない人数で頑張らせていただいておりますと思っております、私は職員力は非常に高いものがある、このように認識をいたしております。

それから財政力でございます。財政力については、合併をした年に地財ショックということで交付税で大幅に削減になったわけでございます。しかし、それまで取り組んでおった施策というようなものが評価を受けまして、平成19年度では随分交付税までふえたというような状況でございます。そういう中で昨日も町の財政状況について健全化比率など議会の方に御報告を申し上げ

ましたけれども、財政健全化の各指標においてすべて健全であるという指標になっておるということを申し上げました。決してこれは他の町村と比較してどんといいというわけではございませんけれども、少なくとも健全化のイエローカードをもらうというようなことにはなっていないわけであります。これは住民の皆さん方の協力や職員の皆さんの努力やそういうことが相まってこのような結果になっておるということでございまして、私は南部町民としてそういうことは十分に誇れることではないか、このように思っております。

もちろん文化や、あるいは伝統行事だとか、ほかにもさまざま誇れるものはございますけれども、そういうことを誇りに思っていたいただいても結構ではないかと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

今承りまして、南部町は住民力、財政力あるいは職員力、この行革の柱を十分に掲げた中でやってこれて、大変に財政的にも困難に陥るようなことないような状態であるんだということで御説明いただいたわけですが、その中で特に職員力のことについて触れられましたことの中で、少ない人数で専門性をしっかり培って頑張ってきてるといように高い評価をしてるんだということ、町長おっしゃいました。

しかしながら、大変恐縮でございますが、固定資産税の過誤納の問題の発生しましたときに町長、執行部の皆さんは、こういう二度と不祥事が発生しないように最大の努力で未然防止にしていかなければいけないということを町民の前で披瀝されたわけでございます。しかしながら、御承知のようにその後も継続して今の国保料が若干違って、800何ぼでしたですかね、返納をされたというような事態も発生し、さらに、ささいなことと言われりゃささいなことだったかもわかりませんが、私どもから見れば大変ウエート大きいと思うんですが、今職員力とおっしゃったんですけど、例えばこのたび私ネットワーク開いてみましたところ、南部町のホームページの中に平成20年度の町長のあいさつの中に誤った記入がされて、私けさほども見たところそのまま誤った状態のネットワークに記載がされてあるというようなことで、これが本当に職員をしっかりと、職員力が高い職員の実態でこんなことでいだらうかと。と同時に、町長の指揮監督あるいは指導力といえますか、そういうようなことが何らかおっしゃるようなことと若干違うんじゃないかというような、何といえますか、疑義をするんですが、とりあえず町長、ネットワークの間違などはどういようにお考えになってますか。平成20年度の町長のごあいさつの中で、一番冒頭のところでもう間違ってるんですよ。20年度のあいさつと言いながら18年度はというような話で出ておるんですよ。多分これはミスで打ち間違えられたんだと思うけど……。

○議長（森岡 幹雄君） 執行部から要請がございますので休憩をいたしますが、確認をいただきます。このままお待ちください。

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 長い間休憩いたしましたけども、会議を再開いたします。

米澤課長が発言求めています。

税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど赤井議員から質問の中に、固定資産税の誤賦課以後国民健康保険税の誤賦課があったというような発言がございました。この問題につきましては、昨年度の議会の中でする何回も説明をいたしておりますけれども、どうも赤井議員には理解をしていただけていないということもございまして、この質問の場でこういう発言をされますと S A N チャンネルをごらんになっている町民の皆様非常に誤解を与えますので、再度この国保税の過賦課問題について、少しですが、ちょっと説明をさせていただきます。

この国保税の過賦課につきましては、確かに町民の一人の方から国保税が高いという御相談ございました。国保税の計算につきましては、まず当初賦課の前に事前にチェックをいたします。事前にチェックをした中で問題がないということで賦課をしたわけでございますが、ある 1 人の住民の方から国保税が高いという御指摘がございました。担当職員がそれをちょっと調べてみました。そうしたところどうしても理解できないところがあるということで、その問題についてうちの職員が残業して一生懸命調べました結果、ちょっと固定資産税の共有分について、一部でございまして、ちょっとおかしいところがあるということで、うちの職員の方から情報センターの方におかしいんじゃないかということで電話をいたしております。そうしまして情報センターの方で調べましたところ、うちだけではなく 4 町に間違いが出てきた。なぜそういう問題が起こったのか、そういうことを追及いたしましたところ、これは平成 1 9 年度の当初賦課の前でございまして、情報センターの固定資産税の職員が固定資産税の共有分の、これ処理フラグと言いますが、処理フラグの番号を変更した。ただ、ここの固定資産税の職員は、この処理フラグの変更が国保税に影響を与えるとは考えていなかったようです。そうしたところで処理フラグを変更したために国保税の方に影響が出てきたということでございまして、うちの職員がその辺の原因を追及して情報センターの方に言って 4 町の、一部ですけれども、共有分皆さんすべてではございません、一部の方ですけれども、共有分の誤りが見つかったということでござい

して、それが証拠に議会でも申しましたように南部町の方から情報センターの方には損害賠償を請求してお金もしっかりといただいておりますので、一言申し添えておきます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。先ほど議員御指摘いただきました平成20年の新年のあいさつ、このホームページの中で中身が平成18年の年頭に当たりという書き出しになっておりました。これは平成20年の新年のあいさつは、防災無線の原稿がありまして、その方はきちんと町長の方から放送していただいておりますけれども、その原稿をホームページの方にアップする段階で18年度のを掲載しております、御指摘のとおり18年という表示で現在まで至っておりますので、お断りさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 私、パソコンに精通してないために議会をおくらせまして、大変御迷惑かけまして、申しわけございません。まずお断りしておきます。

今、課長お断りされたんですが、これはただ単に議会の中で断りしたからこれでいいといううなもんじゃないと思っております。こういうミスが平生あるということは、正直言いまして町長さんがおっしゃったような職員力がどうだこうだというような評価に値するようなことじゃないと思っておりますよ。だからそれは本当にしっかり肝に銘じていただいて、こういうものが二度と再び間違っって掲載されることないやな方法で掲載してほしいと思っております。これはとりもなおさず南部町の信頼の関係にもなってくるわけでございます。

それについて言わせていただきますと、こういうようないろいろな不祥事案とかがたびたびにマスコミ、メディアに取り上げられたりするという事は、他町村あるいは今の団塊の世代の方が退職されて南部町の方でも土地を求めて住みたいと言われる方がこういう情勢を見たときに、心よしに南部町に安心して住める町だといって来ていただくとは到底想像できません。ですからやはりこういう大事な事柄でございますから、先ほど町長様にも話しましたように、固定資産の過誤納のときの扱いの問題についても二度と再びこういうミスはしないようにということで再発防止を誓われたはずでございます。それがなおかつこういうような形でとりもなおさずミスが発生しておるという事は、正直言いましてこれは町長の監督不行き届きかなというやに私は思っております。だから町長がおっしゃるように、職員力がどうだこうだというやな評価のできるもんじゃないと私ははっきり言わせていただきたいと思います。それにつきましては終わります。

しかし、今、町長、お話ししましたように、こんな状態の中で盛んにメディアなんかで取り上げられたりして、評判のいい話ならいいですけど、まことに不祥事の話が載ったりするというこ

とについて町長はこんな形で町内外からUターンやIターンが期待できると思われませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） いろいろ新聞などでにぎわかしをしておるということについて、にぎやかな町だなということだろうというように思いますけれども、事実からいいますと南部町は鳥取県下で転入の町村では最も多い方に属しております。人口が減少しない、一番進んだ町であります。これは出生ではなくて、社会増減のいわゆる転入が多いということでございます。いろいろ不祥事があれば、これは固定資産税の問題なんか20何年も前の話でございます、申しわけなかったわけですが、そういうことをきちんと明らかにして正すところは正して、いい行政を進めていくということでございますから、残念なことは残念なんですけれども、よりよい行政に進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 済みません。先ほどの職員さんの何か記載ミスがあったということでお断りを受けたわけですが、それについては町長、今後の指導についてはどういうやなお考えなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 職員も人間ですから、誤字をしたり過ちをすることはあるという前提で間違いのないように指導をしていきたいというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） おこがましゅうはございますけど、ちょっとデミングサイクルについて質問させていただきたいと思っております。御承知のように、プラン・ドゥー・チェックと、それからアクションという形でございます。すなわちプラン、企画立案し、ドゥー、実施、運用、チェック、結果を検証、点検、評価、そしてアクション、すなわちこれは悪い箇所があれば改善していくということで見直しを図っていくもんだというもんでございますが、そういう意味では南部町はただ単に職員が間違えて入れられたから、これは単に職員さんの扱いのミスだからということで終わるようなもんじゃないと思っておりますよ。しっかりとしたチェックなんかが必要じゃないでしょうか、掲載する以上は。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの誤りは誤りとして、私どもの事務のミスでございます。

ホームページの掲載チェックあるいは決裁につきましても担当課長あるいは総務課長の方で、

この文書は総務課から出たものでございまして、うちの方が誤って記載しておりましたけれども、そういったチェック体制、決裁システムがありますので、私の方も特に慎重に細心の注意をしながらチェックいたしますし、また総務課長の方もさらに二重のチェックという形でこれからも進めさせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それからまちづくり総合計画の実行について、住民参加により住民の意見を聞きながら推進し、取り組み、町の活性化には若者の定住人口の増加が要素となり対策を進めたいと言及され、みんなで進める新しい町づくりを総合計画を示し、それにより地域自治組織、地域振興区が構築されております。しかしながら総合計画の実行は、住民参加により住民の意見を聞きながら推進し、取り組むと言われながら実態としては十分合意を得ないまま議会でもおおむね審議を尽くされたとして議決をし、また町民の方にも理解が得られたんだというように説明を受けたわけですが、しかしながらいろいろな問題を残しながら、問題があれば走りながら対処すればいいという形で地域振興区はスタートしたわけでございます。先ほど言いましたように、住民参加により住民の意見を聞きながらということで町長はおっしゃったわけですが、これも正直言いまして十分な審議が尽くされないままにタイムテーブルに載せられたような形で地域振興区が昨年の7月にスタートしたわけですが、その辺は本当に町長がおっしゃったような形のこれが住民参加というもんだろうかと私若干疑問を思いますが、その辺町長、いかがでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私は、南部町が誕生して町政の施政方針を申し述べました。そういう中でもこういうことは明らかにして取り組んでいきたいということ、まずこの議場を通じて町民の皆さんに公表したというように思っております。

その後、各集落、それから旧西伯地域は地区でございましたけれども、地区でこのような説明会を、会見地区では全集落を回ってこのような説明を進めてまいりました。それから行政機構の方では、専門の職員を置きまして、そういう体制をつくっていくように進めてまいりました。その後、区長協議会の役員さんや公民館の役員さん方、たしか36名だったと思いますけれども、この振興区構想の検討委員会をつくっていただきました。検討委員会でいろいろな角度から御審議をいただきまして、町内を7振興区でやったらどうかというような答申もいただいております。そういう経過についても逐一議会の方には御報告を申し上げてまいりました。結局19年

の3月議会に議案として提案をさせていただきましたけれども、2年半かけてそういう取り組みをずっと進めてきました。この間、全部の町民の皆さんが参加をして意見を言われたというようなことではないということは十分承知しております。ただ、公約で掲げました施策について取り組みはずっとやっていけばいいかもわかりませんが、一応4年の任期の中で2年半経過した時点で、そのような答申もいただきましたので、議会の方にお諮りをして、議会でも賛成、反対本当にいろいろな議論が何度も交わされまして、深い議論があったと思います。そういう中で最終的には3月議会で議決、可決成立させていただいたわけでありまして、そういう経過を申し述べましたけれども、必ずしも多くの、全員の皆さんに聞いていただいた、納得をいただいてやってきたということではないと思っております。ですからこの上は、できたものに参加いただいて運営の中でまたいい方向に考えていただいたらどうかという考え方であります。

赤井議員はそういうぐあいにおっしゃいますけれども、現にそのような条例の成立を受けて7つの地域でそれぞれ協議会を結成していただいて、昨年7月にはスタートを全地域でしたわけでありまして、これは大方の地域でそういうぐあいになったわけですから、ひとつ前向きに評価をしていただきまして、できるだけ条例にも掲げてありますように住民の責務としてそこに参加をして一緒に地域づくりをやっていく。地域課題がないと解決できないことはたくさんあるわけですから、そういうことを一緒に取り組んでいただいたら、そういう方向で住民の皆さん方に御指導いただいたらなというように願っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今の地域振興区のそういう中身については、よく理解できましたので。

ただ、町長、私1点どうしても町民さん方の方からいろんな問題点を提起受けましてお話を承る中で一番感じるところでございますが、地域振興区の問題で差別的な役職の報酬支給が一番の障害でネックになっておらへんかということをお私よく聞きます。それといいますのは、何か事業するときでもボランティアで世話役なさってる方がやっていらっしゃれば快く出てみんな一緒に守り立ててやろうかということにもなるけど、片一方は給料もらって何でわしらはただでボランティアでせないけんかというようなことで、いろんなトラブルがあるように聞いております。その辺でやはり本来はこれは町特別職、議員等も含めてでございますけど、報酬等についてはしっかり考えていって、町民さんの納得できるような地域振興区をやっていかないけんかろうというやな私つくづく思います。

ちなみに地方分権がこれからますます拍車がかかりまして、さらに地方自治体の自立がより求

められるということは、もうこれは想像するところでございますが、また財政難の折自治体運営はますます厳しくなることは容易に想像できます。こうした現状にかんがみ、役職員の報酬等について単純に他市町村レベルに合わせたからそれでいいというようなものでなく、当該町財政に見合った適正な報酬等を町執行部はもとより、議会議員等特別職の報酬等や退職金等についても万機公論に決すべきものと考え、見直しが必要かと思いますが、一般に企業等につきましては御承知のように企業の経営状態の悪いときには役職員の給料は減額当たり前のこと、退職金もとれないのが実態でございます。しかしながら、大変ありがたいことに、こういうやに町の特別職あるいは我々議員も含めてでございますけど、そういう財政難の中にありながらも余り給与のカットということもない、退職金もカットということない中で、ぬくぬくとこうして町民さん等とは温度差のあるような形で私ら仕事してるわけでございますが、その辺について町長のお考えはどうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。振興協議会の役職員の報酬がネックとなっているのではないかとということでございますが、そういうことについてははっきりとしたモデルというものもなかったわけですから、議会の方に御相談をして決定いただいた今の報酬を支給をしているわけでありまして。これは振興協議会が地域を統括するということになっておりまして、会長、副会長、その職責に応じた報酬ではないかというように私は思っております。統括するというのが条例にあるわけですし、それに責任の見合った報酬ではないかというように思っております。

ただ、3年後にこの条例は一応チェックを入れるように決めていただいております。ですからこの報酬についてもそういうお声があれば当然3年後にこの条例全般を見直すということでございますから、正さなければいけないところは正さなければいけない、こういう考え方でございます。

それから特別職の報酬に言及されたわけでございますけれども、この振興協議会の会長、副会長も特別職でございますが、私たちも特別職だということでございます。町長、副町長、教育長、町の三役でございますけれども、これは合併当初からもう10%の給与カットを行っております。ずっと続いております。これは西部町村の中で報酬審議会というのがあるわけでございますけれども、その報酬審議会の答申をいただいたものよりも10%カットしておるということで続いております。議員さんにはそういうことはないもので、特に議員さんのことについては申し上げられませんけれども、三役はそういう対応をしておる。

それからまた、全国的に見て、やっぱり職員の場合はラスパイレス指数というのがあります。

町村長や副町長、教育長の報酬についても大体全国的にどの程度の報酬が支払われているかという調査物もありまして、そういうものも参考にして西部町村の報酬審議会で答申をいただいておりますということでございまして、それより10%下げて支給をしておるということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） それから一つ、農業振興政策についてちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、御承知のように南部町は農業がどっちかいうと基幹産業というような形で、農業の従事者さんがたくさんいらっしゃるということの報告もいただいたわけですが、この合併後、本当に基幹産業である農業従事者さん等の収入というものがどういう形になっているのか、ちょっと聞かせていただけませんか。合併前はこうだったけど、今、合併後は、もちろん町長が悪いとかそういうことを言ってるわけじゃございません。背景はもちろんありますから町長がどうこうじゃないんですけど、一応参考にしたいと思いますので、資料あれば教えてやってください。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。収入の方はちょっと調べておりませんが、所得の方で申し上げたいと思います。課税状況の調べによりますと平成17年が4,033万3,000円、18年が3,077万6,000円、19年が3,634万7,000円という状況になっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今、課長の方から報告をお聞きしましたところ、ずっと年度ごとに実収入が下がってきてる実態だと。（発言する者あり）所得が下がってきているということで承ったわけですが、やはり本来南部町は農業が基幹産業だということでございますから、農業に対する十分な支援、援助策といいますか、そういうようなものを町長さん、ぜひとも考えていただきたいなというやに私は思います。

それからもう一つ、後継者さん、担い手さんの問題等があるわけですが、特に旧会見地区の方は果樹の専業農家さん等がございまして、それらについて担い手さんについて正直言いますと所得が減っているような状態だから若い者にそれを継いでくれよということも実際言うのもかなり難しいわというやにお父さん方がおっしゃるんですけど、その辺で担い手さんのことについて何らかの形で町の方も助成措置といいますか、保護をするといいますか、支援するといいますか、そういうようなことはお考えはございませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 農業振興において担い手の関係でございますが、担い手育成協議会がございまして、そちらの方で果樹の栽培技術あるいは定年帰農セミナーというやなセミナーを開いて農業の支援を行っております。二十世紀ナシが一番大きな収入になってございまして、JAの取り扱いの実績によりますと農産物の販売状況が二十世紀ナシを含めたその他のナシも全部含めて1億4,500万程度でございます。これは28戸の農家で21ヘクタールを栽培しておられます。カキにつきましては7,500万程度ございまして、120戸の農家で35ヘクタールの栽培面積でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

それから大方の町民の皆さんは御承知だと思いますけど、先ほどもちょっと触れましたけど、税金の過誤納の関係等につきまして町民さんの方から情報公開を求められまして、現在係争中でございます。その辺についてちょっと町長のお考えを聞かせてもらえませんか。どういうやにお考えなのか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） これは係争中でございますので、裁判所の判断を待ちたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 町長の答弁はそれしかないとは思いましたんですけど、とりあえずお聞きしたまでですが、実は手元に情報公開についてちょっと資料がありますので、読まさせていただきますと南部町の情報公開というのは大変低いんだと。これはオンブズマンの方の話なんですけど、鳥取県全市町村でも見ましても最下位から4番目だというような実態が情報公開の状態でございます。これは本当に民主市政を掲げる、標榜する町のあり方としては大変にお粗末でおざなりになってるんだないかと私は思うわけでございます。

こういうことで情報公開がこんな状態だということについて、係争中のことについてはお答えできないとしても町長は情報公開についてはもっともっと堂々としていただかないと、透明性を図るためにもやはり必要だと思いますので、ぜひその辺をしっかりわかまえていただいて、今までのあり方が若干問題があって、もっともっと本当に町民さんに情報を提供するんだという真摯な姿勢が私は要るんじゃないかと思います。ちなみに米子市あたりでは大概の審議会の審議された内容も情報公開があればやられてるのが実態でして、当町の情報公開ではいろいろ申しておられた事由というのが、これはいろいろ審議の関係に支障を来すかどうかということも言っとられ

たようなんですけど、実際にもうその審議も済んでるわけですから、別にその情報公開することによって何の不利益もないと思います。もし仮に委員さん方にどうこうあるようなことあれば町長が最高責任者ですから、当然町長はその責を負われるもんだと思います。その辺についてはどういうやなお考えですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと意味がわかりませんが、係争中のことをおっしゃっておられるようですが、これは裁判所の判断を待ちたいというように思っております。

それから情報公開は、非常に大切な課題であります。情報公開はどんどんすべきもんだと思っておりますけれども、一般的に一方で守られなければならない個人情報はあるということがございます。そのどこの辺で折り合いをつけるかということのまだはっきりとした判断が難しいということございまして係争中になっておるということございまして、基本的には赤井議員のおっしゃるように情報公開はされるべきだというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 本音と建前じゃなくって、やはり本音で町民のためになる情報公開というものをやっていたかねばならないと思います。これがこれからの南部町の課題だし、南部町が発展するためにはやっぱりこういう民主的なやり方をやっていくことは不可欠だと思いますので、しっかり肝に銘じてほしいと思います。

もう一つ言わせていただきたいと思いますが、先ほど特別職等の賃金や報酬あるいは退職について私、申し述べさせていただきましたが、ある意味ではこれは余談になってしまうかも知れませんが、昔は町長さん等については本当に使命感といいますか、名誉職といいますか、そういうような形の中で誇りのよりどころとして大変崇高な志でもって社会に貢献されてきたというやに聞いております。それについて私も大変に心から敬服しております。議員等についても、議員ももちろん含めて、これは行財政運営審議会等において改めて本当に町民のそういうお考えというのを聞いてみる必要があるかと思いますが、町長、その辺についてこれからのあり方について財政運営委員会さんの方に諮問をすとかいうことはお考えございませんか。（発言する者あり）適正と言ったらちょっと言葉悪いかもわかりませんが、町民さんがどういうぐあいに賃金だとか報酬についてお考えになってるのかということを中心としてお考えを聞きたいということなんです。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この特別職の報酬、特に町長、副町長、教育長、また議員さん、

こういう特別職の報酬については、西部の町村会において報酬審議会というものを設置して、そこで専門的に御審議をいただいておりますということでございます。そのことも含めて行財政審議会、そういうものも御審議をいただいているというように理解をいたしております。特にその部分だけ抜き出して御審議をいただくということではございませんけれども、そういうことも含めて町の財政全般の中でどうなのかということとは行財政の審議会の方で御判断をいただいているというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 最終議会の中で町長や執行部の皆さんには大変な失礼な質問の仕方をしたかもわかりませんが、私も議員の立場でございまして、あえて言葉がちょっと厳しかったり辛らつな質問したかもわかりませんが、お許しいただきまして、これで私の最終議会での質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で4番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 続いて、12番、亀尾共三君の質問を許可いたします。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議長から質問許されましたので、これから以下2項目についてお聞きいたします。

まず1つ目は、地域振興協議会について聞くものであります。

地域自治区について住民個々の評価は、内容が今もよくわからない、あるいは必要を感じない、こういうのが多くの人声であります。同時に、区長制度と地区公民館を含めもとの公民館の復活を求める気持ちをよく聞いております。この根底には、6月議会で同僚議員の議論で住民組織に仕事の押しつけ、行政の下請、職員の天下り、また任意組織を無視した未加入集落への差別などが明らかになった結果であるではないでしょうか。集落の中には地域振興協議会をめぐって対立も生まれており、混乱をもたらしているのが今の現状ではないでしょうか。

そこで地域振興区についてお聞きします。

まず1つ目は、将来の姿は地域のことは地域で解決をし、会長、副会長、事務局員は独自の財源で担っていくのが理想という、このような答弁が6月議会でありましたが、このようなことはいつからされるのかということが一つであります。

2つ目は、参加、そして不参加の集落への対応をどのようにされるのか、このこともお聞きします。

3つ目が、採用された職員は地域貢献のボランティアを買って出ていただいたと感謝をしている、このような答弁が6月でもありました。他の振興区もされるのかどうなのかということもあわせてお聞きします。

質問の2項目は、住民負担の軽減を求めてお聞きします。

町住民多数の生活実態は、ここ数年にわたって続く不況により厳しい暮らしを強いられております。年金の引き下げ、勤労者の昇給なしあるいは削減に対して、そしてその反面諸物価の値上げ、公共料金も含め一層生活に対する負担がふえております。町民の声は、国保税を初め行政が運営する各種事業の利用料金の引き下げと減免制度の充実を求める声が強くなり、そのことをもとにお聞きします。

まず1つは、国保税の引き下げの考えはどうか、このことについてお聞きします。

2つ目は、保育料の軽減を求めること、これもお聞きします。

3つ目は、上下水道料金の引き下げは今後しない、また引き下げを求めてお聞きするものであります。

以上についての答弁を求め、この場での質問は終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えをしております。

最初に、地域振興区でございます。

地域振興協議会の会長、副会長、事務局員を独自の財源で運営するのはいつからかと御質問でございますけれども、南部町地域振興区の設置に関する条例の中で協議会の会長、副会長は町の非常勤特別職として、任期は平成22年6月30日までの3年と定めてあります。町としましては、その時期までにそれぞれの振興協議会の事業活動がどこまで発展しているのか、また自主自立の方向性が確実なものになっているかなど実情を考慮して判断をしたいと考えております。また、地域振興協議会で雇用されておられる事務局員については、任期や報酬額がそれぞれ振興協議会ごとに決定されておられますが、独自の財源で雇用する状況ではないと判断しておりますので、状況を見ながら必要に応じて財政支援をしていきたいと考えております。いずれにしても会長、副会長、事務局員の皆さんには地域振興協議会が自主自立を目指した組織運営をしていただき、その事業を町として支援をしていきたいと考えております。したがって、現時点でいつからと申し上げることはできないわけでございます。

次に、振興協議会に参加、不参加の集落の対応を聞くとのことでございます。基本的には条例第3条に町民の責務として地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとする、こう定め

てございまして、全集落に参加いただきたいと思います。事情があって現在不参加の集落がありますが、できるだけ早く皆さんと一緒に活動されるように願っております。

そういう認識ですが、協議会に不参加であっても集落としての自治活動や町とのかかわりに差別や区別をするものではございません。集落独自の事業で町の支援を希望される場合には、参加、不参加にかかわらずまちづくり推進助成事業など町の支援事業がありますので、所定の手続で制度を活用していただきたいと考えております。

また、敬老会につきましては、昨年9月の議会でも申しましたように集落全体で取り込まれれば町として支援をしてみたいです。

運動会などで振興協議会の事業に参加される意向であれば直接協議会に連絡され、協議されるのがよいのではないかと考えております。

そのほか20年度から地域振興協議会では、ごみの減量化に本格的に取り組んでおります。この取り組みは、焼却炉でありますクリーンセンターの負担を軽減し、循環型社会の構築や環境保全対策の推進を目的としたごみ減量化補助金制度を利用しております。この制度は、地域振興区ごとに目標値を決め、地域振興協議会が取り組むことに対して補助金を交付する制度であります。よって、地域振興協議会に加入されていない集落は振興協議会と協議をされ、一緒になってこの制度を利用して南部町のごみの減量化、環境保全に取り組んでいただけるものと町では期待をしておるところでございます。

次に、退職した職員を他の振興区でも採用されるのかという質問でございますけれども、これは6月議会でも経過などを御説明しましたがけれども、振興協議会からの要望で退職される職員は長年の経験と業務にも精通した方であり、ぜひとも協議会でお願いしたいということでありまして、本人の意向も踏まえ協議会の職員として雇用されたものであります。町としても財政支援をすることにいたしました。さきの御質問にもお答えいたしましたけれども、協議会の将来像として、自主運営を目指していくためにも協議会の体制や自力が整っていけば地域の皆さんの中から協議会の役員や事務局員を選任されて雇用していかれることが望ましい姿であると考えておりますので、退職した職員に限らず地域に適切な人材があって協議会がそうした前進的な雇用をお考えになられたのであれば、その意向を尊重して町もできるだけ協力、支援をしていきたいと思っております。

次に、住民負担の軽減を求めるということでございます。

国保税の引き下げの考えはどうかとのことでございますけれども、国保税につきましては過去3カ年の医療費の実績により療養給付費などを積算し、国庫支出金などを差し引いた残りの額が

国保税となります。国保税の基準となります療養給付費は、一般の1人当たりの療養給付費を18年度と19年度で比較をしてみますと110.22%、高額療養費については113.86%、それぞれ19年度は1人当たりの額が10%以上増加している状況でございます。医療費が上がったという状況でございます。また、19年度の一般の1人当たり1年間の医療費は、鳥取県内19市町村の平均が23万6,097円ですが、南部町は28万574円で、県下で8番目に高い状況でございます。

国保税を算定するためには保険給付の状況が重要となってくるところでございますけれども、このように保険給付費の増加している中で20年度は国保税を引き下げたところであります。20年度の国保税は、御承知のとおり繰越金2,320万円を引き下げに充当し、その結果、国保税率は所得割が1.77、資産割6.36、均等割2,700円、平等割1,240円、それぞれ19年度より下がっております。

また、基金につきましては、基金は国保税の著しい変動を避け、また予測外の支出に対応するために積み立てているわけでございますけれども、16年度において2億3,557万余の基金があり、保有割合で37.66%でございました。19年度では、これが1億8,155万円余となりまして、26.14%まで減少してきております。現在基金の積み立てについての厚生労働省からは明確な数値は示されておられません。しかし、平成12年の通知では、過去3年間の保険給付費の平均25%以上を保有していることとなっていたところですが、こちらで比較してみますと国が示していた基準を下回っている状況でございます。そこで19年度の繰越金につきましては、前段にも申しましたとおり20年度の国保税の引き下げへの充当を行うとともに、国保税財政の基盤を安定強化するため基金への積み立てを行ったものでございます。小規模保険者ゆえの不測の支出や保険給付が増加傾向にある状況の中で、急激な国保税の負担増を避けるためにも基金を積み立てておくことが必要と考えております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育料の軽減についてお答えいたします。まず保育料の設定の仕方でございますが、国が示す基準額表をもとにそれぞれの世帯の収入に応じて第1階層から第9階層まで9階層に分けております。国の基準額表は7階層に分かれていますが、南部町では負担の公平性を考慮してさらに2階層を追加しております。徴収額、いわゆる保育料は、国の基準額表では3歳未満児と3歳以上児との2つに分けてありますが、南部町では3歳以上児をさらに3歳児と4歳以上児に分けております。それらの国の基準額表をもとに南部町では、国が示した徴収金額よりも低く保育料を設定しております。例えば3歳未満児で2階層、これは住民税の非課税世帯でございます。国は月額9,000円を示しておりますけれども、8,500円としております。それから3階

層、これは住民税の課税世帯で、所得税は非課税世帯でございます。国は月額1万9,500円を示しておりますけれども、1万8,500円にというように安くしております。新聞の全国紙が以前に子育て世代にアンケートをとり、その結果を記事として掲載しておりましたけれども、その中で最も多かったのが経済的な支援を求めるものでございました。子育ては大変でお金もかかることは承知しております。それらのことを踏まえた上で子育て総合支援センターの開設や、また医療費の補助、保育園の整備などあらゆる施策を行っております。さきに南部町では国が示した徴収金額より低く保育料を設定していると申し上げましたが、このほかに第3子の軽減という制度もございます。3番目の子供さんの保育料を3分の1に、それから3番目と2番目の子供さんが同時入所した場合、3番目の子供さんが2分の1になり、2番目の子供さんも3分の1となる制度でございます。

このような状況の中でさらに保育料を下げられないかという質問でございます。保育園の運営費について申し上げますと、平成19年度では約1億3,000万円の超過負担が発生をしております。ほかの行政経費を圧縮して子育て支援に力を入れているわけでありまして。保護者への負担を求めたらという声もありますが、現時点では保護者の皆様へのさらなる負担は避けたいと思っております。町が行財政改革に取り組んでいる途中でどれだけ超過負担するのは、保育料を含めて運営費の確保や効率的な保育園のあり方について検討しておりまして、現時点で保育料を下げる状況ではないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、上水道、下水道の料金の引き上げは今後しない考えはどうかという質問でございます。昨年12月議会で、また本年6月議会でも同僚議員さんから同様の質問があり、答弁しておりますけれども、現行の料金体系は合併協議会の中で協議されておりますが、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業は施設の統合及び下水道事業は各施設を継続し、使用料は検討を行うと協定書に記されております。料金については、平成17年10月から公共料金審議会を設置し、水道料金や下水道料金などの検討をお願いしたけれども、旧町の料金体系が類似しておりました下水道使用料統一が先行され、平成19年4月から平成22年3月までの3年間で改定するように19年3月議会で議決をしていただき、現在経過中でございます。水道料金の改定は、下水道使用料金の改定終了する22年度以降に先送りされることとなりました。上水道事業は、独立採算が原則であり、地方公営企業法では料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができると法律で規定しております。しかし、経営実態は、本決算でお示ししましたが、上水道事業で1,274万9,000円を一般会計から補助をしております

し、下水道事業にあっては2億1,519万9,000円もの費用を支援をしている実態があるわけでございます。公共料金は利用される住民の皆さんにとって安い方がよいことは当然でございますけれども、下水道代金などをできるだけ上げないために2億円を超す補助をしているわけでございます。この理由は、独立採算の公営企業会計が赤字を出した場合には公共サービスを維持するために料金を上げるか、またはサービスの質を落とすか、それもできない場合は赤字分を翌年度の収入を見込んで決算することになり、赤字が雪だるまのように膨れ上がることにつながります。それを避けるために本来は福祉や教育などに充てる一般会計の財布から補助することで公共料金の値上げを抑えていることをどうぞ御理解をいただきたいというように思います。住民の皆様の暮らしを将来にわたって守り、安定した公共サービスの維持をしていくためにも公共料金に対し御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。再質問をして、ちょっと深めていきたいと
思います。

まず地域振興区についてなんですけども、一つは、先ほど答弁の中であつたんですけども、まず地域で担うということなんですけども、町長の答弁では22年で一応この条例が失効するということになるんですね。そのためにはいわゆる独自の財源ということになるんですけども、自主自立の状況を見て判断をしたいということなんです。私が見るのは、任意団体で一応条例でこれきちっとなってるんですが、条例が失効した後でもこれは任意団体にこのようなことを支援していくということが可能なかどうか。もしそれができなかった場合は新たな負担ということになるんですが、そこら辺についてどう考えておられるのかまずお聞きしますので、よろしく願い
いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。地域振興区の設置等に関する条例でございますけれども、この条例は22年の6月30日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは効力を失うわけ
でございます。したがって、その実態に応じて所要の措置が講じられるものと私は思っており
ます。これは新しい町政の中でその時を迎えるわけでございますから、新しい町政の中で御判断
をいただきたい、最終的には議会が決定されることでございますから、御判断をいただきたいと
いうように思っております。したがって、この条例が本当に失効したときにはどげんなあのかと
いうようなことについては今お答えを控えさせていただきたいというように思います。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が思うのは、先ほど赤井議員からも質問があったんですけども、実際7つの振興区がスタートしてやっておられますけども、しかし、その中でも個々にお話を聞くと、先ほども私の最初の質問でも言ったんですが、よくわからないというのがかなりありますし、それからこれは果たしてこういうものが必要なのかという声もたくさんあるんですよ。あわせて先ほど戻りますけども、赤井議員の質問の中でもあったんですけども、やはりスタートの段階で会見地区は地区ごとに説明をした。西伯側は集落で……（発言する者あり）会見が集落ですか。それは私の聞き間違いで記録の間違いでしたので、訂正します。その中でもあったんですけども、この中で私も該当する集落に出たんですけども、本当に指折り数えるぐらいの状況だったんですよ。そういう中で、確かに議会で議決でクリアはしてるんですけども、このまま走っていったら22年の段階でどういう結論になるかわかりませんが、そういう状況になった場合、これがやめようということになった場合ですよ、仮にですよ、町長の中の答弁では事業については町で支援するという事なんですけれども、問題は、特にブーイングが出てるのは、住民の中から、会長、副会長、これに対する報酬について非常にブーイングが出てるわけなんです。そういう中で事業を決められたらそれでやられるんですけども、人件費に当たる部分については、これは条例が仮になくなった場合は一体どうするのか。当然私は町の一般財政からこれに対する支援というのはできないと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。もしこれをできないということになれば、その振興協議会の中の結論がわかりませんが、続けるということになれば、振興区で、新たな住民の負担を招くんですよ。そういうことについてこれも含めてどういうぐあいに考えておられるのか、お聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 報酬についてブーイングが出ている。この条例がなくなればどうするのかということですけども、条例がなくなればそういう特別職もなくなるわけですから、なくなれば報酬ももちろん出す必要もないということです。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） わかりました。

そういう中でこれからいろいろ住民の皆さんの動向があると思うんですけども、22年の7月ですか、その結果でどうなるかということは、これは宿題になると思います。

次に、集落の対応なんですけども、公平な扱いをしなければならない。集落に対する差別はしたくない、しないということなんですけども、ところで先ほどの中で何点かのことを例に挙げられたんですけども、まずごみの減量の取り組みの補助金の問題なんです。これの議会での説明があ

った場合は、今まで19年度の搬入については各集落ごとにカウントしてると。生ごみのですね。それで20年度からは同じような形でカウントしていく。それで減った分に対して補助金を出すということだったと思うんですよ。そういう中で、町内の中には2集落が未加入なんですよ。そこが協力された分のお金も、補助金ですね、先ほど町長は加入外の集落も一緒になって行ってほしいということなんですが、もしこれが合意ができなかった場合はどういうぐあいになるわけですか、教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。先ほど議員さんから集落ごとに集めて、19年度ということ……。

○議員（12番 亀尾 共三君） 違う。ちょっと待って。集落ごとじゃない。7つの。集落言った。ごめん。

○議長（森岡 幹雄君） いや、議員の発言は集落だったの。集落ってあなたおっしゃったの。（発言する者あり）

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私の言い方が間違っておりました。集落ごとではなくて7つの振興区ごとに収集してカウントしてるということだったんですよ。だから集落だなくて7つの振興区に訂正しますので、よろしく答弁。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。19年度収集運搬ごみ、いわゆる燃えるごみというものがどの程度出てくるのかということで、7つの振興区ごとに業者に御無理を言いまして集めていただきました。といいますのがどれぐらいの量のごみがあるのか、まずその基礎数値というものを出すためにそういうお願いをして無理を言って集めていただきました。

それで先ほどごみの補助金につきまして、合意が得られなかった、町長の答弁の中では地域振興協議会と、それと集落でいろいろ話をさせていただいてというような補助金のことを申し上げましたが、合意がというのがちょっと自分は理解ができなかったんですが。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 質問の趣旨がちょっと伝わってなかったかもしれません。じゃあ、具体的に言いますけど、天津振興区の中に阿賀、下阿賀地区が入っておられるんですよ。天津振興区の中で下阿賀以外の分がカウントされとって、それで下阿賀は下阿賀でカウントされてる、それはわかりますよね、何ぼ減ったか。ところがひっくるめてあるでしょう。そうすると下阿賀

も協力されてるわけですよ、集落も天津振興協議会の減量にね。そしてその補助金が出ますよね。恐らく天津一くりに出されると思うんです、補助金は。しかし、じゃあ当然下阿賀だって補助金が出るのが一般財源、税金、我々の共有のお金が出るわけですね。ところがそれが下阿賀の集落が今現在入っておられるんじゃないんですよ。下阿賀の集落がもう振興区に入ってますよいうことになった場合に、それじゃあそのお金を私の方に当然町が出すべきではないか、こういうぐあいによってこられた場合に一体どうされるのかということ、そのことをお聞きするんですよ。公金ですからね、これは。協力したら払うのが当然ですよ、これはどういう形であれ。どうされるんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。先ほど申し上げましたが、収集、まず19年度基礎数値を出すために集落ごとではなしに振興区単位で集めてもらいました。それに基づいての補助金ですので、これは当然分けてということにはなりません。ですから町長の答弁の中にもございましたように、振興協議会の方と話し合いをしていただくという方法しかないのではないかなというふうに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長の言われることはわかりますよ。だけど私が言うのは、今までも文書配布についてもなかなか意見もまとまらんで非常に担当課も苦労されたということも私も聞いております。だからそういう中で、その集落の方が振興協議会を入れてないんだから、そこからどうこうするという事は嫌だ、行政が直接やってくれということ言ってるんですよ。だからいわゆる任意組織なんだから、行政の組織なら別なんだけども、任意組織なんだから別個なんです。入ってるところも入ってないところも一緒に扱わなきゃいけない。その原則からいえば天津振興区の方へ出すから、それで勝手にやってくれということではできないじゃないですか。そのことについてどうなんですかということですよ。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） そういう理論も成り立つというように思いますけれども、これは振興区を対象にした交付金制度でございます。集落を対象にした交付金制度ではないということでございます。

それと政策の賛成や反対というのは、絶えずあると思います。政党のまた違いの賛成、反対いろいろあろうと思いますけれども、私はこのごみの問題などについてはそういうことを乗り越えた問題ではないかと思っております。これはごみを減量化して地球環境保全をしようとして、そ

それぞれの義務、責務があるわけでごさいますて、そういう問題についてはだれもそういうことで意見を異にすることはないというように思っております。できるだけこういう手をつなげる部分から協議会の運動に積極的に御協力、御参加をいただいて地域挙げてごみの減量化に取り組んでいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私も環境保全のためにはごみの減量化を非常に私も結構なことで、どんどん進めるべきだと思うんですよ。

私がこだわるのは何でかということ、先ほども何回も繰り返しになるかもしれんけども、公金なんですよ、町のお金というのはね。それをやった、努力されたんだからということで補助金出されるんでしょう。その中で振興区に出すんだけれども、下阿賀の人も同じ天津地域の中でごみをカウントされてると思うんですよ。別個に課長が答弁も欲しいんだけれども、下阿賀だけをじゃああいてカウントされてるのかどうか、どうなんですか。できないでしょう。当然ね。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 振興区でどのように対応されるのかわかりませんが、収集については先ほど課長も言ったように、昨年業者の皆さんに大変御無理を言いまして振興区ごとにカウントいたしております。集落ごとではございません。また、集落ごとにそういうことをすることは不可能であります。振興区ごとにやったということでございます。ですから振興区の取り組みに対して普及啓発だとか、それからそういうことを取り組むさまざまな経費もかかるでしょうということでやっていただいているわけでございます。そういうことについてわずかですけども、交付金の制度をもって推奨をしておるということでございますから、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この問題は幾ら繰り返しとってもなかなかわかってもらえないようですので、一つは、何でこういう混乱が起こるかということは町長、よく考えてくださいよ。先ほど行政組織ならそれはもう入らん言ったって、それは仕方がないことですわ。ところがこれは任意組織なんですよ。任意組織は行政がくくることはできませんよ。だからそこがあなたが考えを変えんと、いつまでたってもこのトラブルは続きますよ。そのことを指摘して次に移ります。

職員の採用なんですけども、先ほどの答弁の中で私が天下りだということも言ったんですけど、それに対する答弁はなかったんですけども、これは採用したのは協議会がこの人を適当だからといって採用を申し出たと。行政の方もこれに深くかかわっておられて地域のことを経験もあるし、

地域のことを知っておられるんで、それで決められたと。あくまでも振興区の方でやられた、協議会の方で決められたということなんですが、そこで聞きます。その人の採用についての報酬ですか、給料ですか、それは一体どこから出るんですか。町の一般財源からでしょう。一般財源から出て、その人の待遇するためには、これは公募が原則じゃありませんか。どうなんですか。それは個人のポケットマネーであるなら構いませんが、公のお金をその人に払うんなら採用は公募、これが原則じゃありませんか。どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどのことでちょっと補足の答弁をさせていただきたいと思えます。

行政組織ならよいということをおっしゃいました。行政組織ならよいということですが、任意組織だからだめだということですが、本当は聞いてみたいわけですが、条例上の組織だというように私は理解しております。条例上の組織でございまして、任意とはいうものの本議会で賛成、反対いろいろ議論なって、そして条例で認められた組織であります。ですから私は行政組織、地方自治法上にはないかもわかりませんが、本議会で議決をいただいた条例上の組織だという認識をいたしております。

それから職員採用でございますけれども、この財源が一般財源の方から支援をするということですから、基本的にはこれは公募が原則だということはこの前も申し上げたわけでありまして。

ただ、今までまさにその役に携わっていた職員が退職をしたということから、非常に法勝寺の地域振興協議会では、まだ計画半ば、道半ばのときにその職員が退職をするという中で、何とか引き続いてお世話になられないかという特殊事情があったと思えます。ですから公募が原則だということは私も重々理解をいたしておりますけれども、そういう特別な事情があったということもまた御理解をいただきたいというように思えます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 適任者であって、特別な事情ということなんですが、でも特別な事情だったからということはこんなことは通りませんよ。これはやっぱり原則がちゃんと公募ということになってるんだから、それやらなきゃいけませんよ。それで今後もあと、7つのうち2つあったんですが、あと5つがこういう状況がもし今支援に出ておられる方が退職されるということになればどうされるんですか。これも特別な事情に値の理由に成り立ちますよ。そんなことをやればこれも特別だ、これもこういう事情だということで際限がないじゃありませんか。やはり、笑ってるんだけど、あなたそう言うけど、住民の中から何でだという声が起こってるんです

よ。そういうまやかしみみたいなことは当然やめて公募でやるということは、今後あと5つ残りますね、やられるかどうかわかりませんが、ずっと続けられるかわかりませんが、もしその人がやめられて、退職されて、補充せなければいけない、また地域振興区の中からこの人をということがあればやっぱりその特別の事情でやられるわけですか、どうなんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 誤解があるのではないかと思いますけれども、町政の中でやることではございません。これは振興協議会がなさることです。私が公募でしなさいとか任意でしなさいとかいうことを言ったわけではございませんし、また言える立場でもないわけです。振興協議会の方が特別な事情でそういう人を採用なさったということでありまして、それに対して町の方は支援をしておるということでありまして、したがって、あとの5つの振興協議会の方で今いる支援員が退職をしたときに引き続いてその支援員にお世話になりたいということをおっしゃるのか、あるいはもういい、自分たちで地域で公募して募集をして採用するので支援をしてほしい、もっと適当な人があるというようなことをされるかもわかりません。公募ではなくてですね。それはいろんなケースがあると思います。ですから町の方で、ちょっと誤解をなさっているんじゃないですか、町の方でこの人で押しつけたわけではありませんよ。聞く耳を持ってください。そういうことを公式の場で言っているわけですから、町の方で押しつけたわけではないわけですよ。公募が原則だということも申し上げましたけれども、その職員が3月までまさにこの振興区の事務を進めていた、その人を……（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 答弁中。静かに。

○町長（坂本 昭文君） お世話になりたいということですから、私は振興区の会長さんや副会長さんのお気持ちは十分理解できます。また、これを仮に公募にしましてもきっとその人が採用になったというように思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確かに振興区の方からの要請があってやったということで、じゃあ一つ、それ成り立ちませんよ。条例で定めた組織ですね、これは。条例で定めた組織は、これ公募やらなきゃいけないようになってるんですよ。条例で定めたら。にもかかわらず公募をやらないうでやったということは、これが問題なんですよ。その点についてどうですか。条例で定めた組織ですよ。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 条例で定めた組織を認めていただければ、それは一歩前進だなと思って

今聞かせていただきましたけれども、条例で定めた組織であっても、例えばこの南部町という町であっても必要な人は公募が原則ですけれども、特別な才能のある人とか特別な技術をお持ちの方は公募ばかりではなくて任意で採用をするということもあるわけでありまして。ですから原則は確かにおっしゃるとおり認めますけれども、全部が全部それではないということで御理解をいただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 条例を認めてもらったということなんです、私は条例は認めますよ。ただ、私が言ったのは、任意団体であるということは原則から外れてるんですよということを繰り返して言うんですよ。

わかりました。というのは今後あと残ってる5つもこういう手法があり得るといってぐあいに理解しておきます。

次なんですけど、これ地域振興区に関連して聞くんですが、実はこういうあなたの後援会だよというのが家庭に入っております。後援会だよというのが、これ後援会に入ったところでないといったらいけんわけですよ。ところがそれが入ってるということで、私のところにこういうが入ってるんだけど、私は後援会になった覚えはないということだったんですよ。それでその後援会のこと、選挙のことで言うんだなくて、ここに地域振興区一色なんです。あなたのこれで書いてあるのは、頑張る振興協議会の皆さんへということで4つあって、それで私が聞くんですけど、地域振興区というのは、これは一体何ですか。これは任意の住民団体の組織ではないのですか。それをまさにあなたの後援会みたいなこういうことを出していいんですか。私は、あなたの節度疑いますが、どうなんです、これ。乗っ取りじゃありませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどは条例上の組織を認められて、今度は任意の組織だということ、また後戻りされておりますけれども、条例上の組織ですし、また私の政治活動を支援していただく後援会がそういうものを掲載しても何ら問題ない。むしろ積極的な支援を後援会がしていただいております。ということで、私は喜んでおります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あなたは組織を認めたとか認めんとかそういうことを言うてんですが、私も議会においてこの条例ができたときに私は反対しましたが、しかし、できた以上はそれは認める、認めん、それは関係ない、そこあるんだから、認めざるを得ん。ただ、私がこだわるのは、任意団体なんです。あなたはその任意団体を強制するから間違いが起こるんです。

よ。そこははっきりしといてください。

それでこの中であるんですけども、各任意団体、協議会の写真がいっぱい載ってるんですが、少なくとも後援会のこのリーフに載せるのであれば許可というか、それはとって載せられたんでしょうか、どうなんですか、お聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。任意団体ということおっしゃいますけれども、これは条例上の組織だ。条例上の組織であるということでもあります。任意かどうかというのは、これはそれぞれの振興協議会の規約で加入が任意かどうかということになっておるようでもあります。ですけど、条例でそういうことを定めて、そしてみんなで新しい町を住民参加でつくっていきましょう、こういうことで確認をしたわけでありまして。ですから任意団体、任意団体というぐあいにおっしゃいますけれども、坂本が構想した段階は全く任意のものであります。フリーであります。しかし、これを議会に御審議いただいて議決をいただいて条例上の可決をいただいたわけでありましてから、これはもう今度は逆に条例を積極的に生かして公のものになったわけですから、坂本個人の思いが公のものとして認めていただいたわけでございますから、今度は積極的に条例を定めたことを進めていくというのが私の立場だというように思います。

その内容については、後援会の方にお尋ねいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ここに書いてあるんですけども、以前からやっておったことが、目新しいのもありますけども、以前からやっておられた歴史探訪会だとか、あるいは文化講演会だとか以前からあった分をまさに地域振興協議会できたんだからやってるんだよという、そういうような内容がとれるようなのがたくさん載ってるわけなんです。そういうことがまず指摘しておきまして、節度の問題が非常に私は疑うと思うんですよ。

もう1点なんですけども、これはきょう私がここで質問したんですから当然選管でもこれはどうなのかということを検討してほしい。現物を町長恐らく持っておられると思うんですけど、何でしたらコピーをしてこれをお渡ししますから、どうなのかということ議会中に、最終議会でもいいですから、答弁を返してくださいね。ということです。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと亀尾議員、振興区の話で御質問は許可をいたしておりますが、後援会の事柄に関しては通告外ということでもありますから、その辺をよく、議員も経験豊かな議員でありますから、本当に今おっしゃった部分はちょっとどう思うかなといって局長とも話しましたが、後援会に対しての苦言あるいは御意見というものは私はこの議会でおっしゃる部分

ではないんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺は直接後援会とお話しいただくのがよろしいんじゃないか、こういうふうに思います。続けてください。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど議長から指摘があったんですが、とにかくここで一般質問の間でもこのことは伝えておきますが、改めて選管の方にも私は言いますので、よろしく。

それから住民負担のことにに関してなんですけども、るる国保税なんですけど、まず、いろいろ国の基金の12年の通達でこうなってるということなんですけども、目安がこうなんですよとか、あるいは医療費が18年と19年度でこうなったというようなことがあったんですよ。基金の問題もありました。

私が言うのは、6月の議会でも言ったんですけども、19年度が決算してみますと約5,000万です。正しくは4,980万だったかな、もし違ったらあれですが、約5,000万としておきましょう、あった繰り越しを、それを余ったお金当然繰り越しにすべきなんだけれども、それが2,320万円を繰り越したということなんです。それで1人当たりの引き下げが幾らになったのかという金額をもう一度。それから約5,000万そっくり繰り越したら1人当たりどれぐらいの減額になるのか、再度お聞きしますので、よろしく。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 20年度の国保税でございますけども、所得割が1.77%…

…。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと課長、答弁中ですけど、何ぼ何ぼで言うんじゃないくて19年に対して20年度は一人頭にするのとどれだけ下がったのかということをお聞きしますので、それだけでいい。

○議長（森岡 幹雄君） すぐ計算できますか。通告にない項目だけでも、すぐ計算できるか。休憩とっていいんだよ。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 後期高齢負担部分というのが出てまいりますので、19年度の単純比較というようなことには少しならないものでして、今ちょっとここで数字的なものは持っておりませんけども。

○議長（森岡 幹雄君） なら聞かれた答弁がストレートにならない。休憩とろうか。続けられる。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私の記憶では、臨時会で国保のことがあったときに2,320万を繰り越したら一人頭が2,000円だったかと思うんですよ、19年と比較になるという説明

あったんですよ。それからそっくりそれを約5,000万繰り越すと一人頭が8,000円見当になるというようなことがあったんですが、大きくくりですが、そのことがどうだったのかということ、全く間違ってるのか、おおよそそういう状況ですよというのか、そのことはどうなんでしょう。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 先ほど課長が申しましたように、平成20年度から後期高齢者支援分というようにので少し変わっておりますが、介護分を除きまして19年度の医療分と20年度の後期高齢の支援分と医療分と合わせた金額で比較をしますと20年度で1人当たり約5,000円、19年と20年では下がっております。（「説明違うんじゃないですか。あのときと全然説明が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。それは櫃田専門員、つまり2,320万円を繰り越した場合はそうになって、約5,000万を繰り越した場合はどうなのかということなんです。同じ金額でしょうか、再度お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） これは20年度の税率決定をしていただきまして調定をした金額でございますので、5,000万をそのまま繰り越した金額は現時点で試算をしておりますが、ただいま言いました5,000円、1人当たり下がってるというのは2,300万を繰り越しをした額で6月議会で税率決定をさせていただいた金額で1人当たり5,000円下がってるというふうに考えていただきたいと思います。ただ、介護分については含まれておりませんので、そのように御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認です。じゃあ、2,320万円繰り越したら1人5,000円ということだけでも、約5,000万を繰り越せばもっと上がるということは、当然私そう思うんですが、それは間違いないでしょうか。金額はいいです。この金額5,000円よりも上がるということは事実かどうなのか、その確認です。どうですか。（発言する者あり）下がる、1人当たりはね。どうなのか。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 2,300万で5,000円になりますので、5,000万ということになりますとその大まか倍というような形は下がると思います。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど課長から答弁いただきました。当然5,000円だなくてもっと下がることは事実だということがわかりました。概算ですけども、思えば、予想すればこの倍になるだろうということなんですけど、そこで私がこだわりますのは、非常に景気がよくて皆さんの家計が豊かな段階なら、そらいいかもしれません、基金に積むこともね。しかし、そうじゃなくて今本当に不況の中で大変です。実は私、町内の中でひとり住まいのおばあさんでした、もう年齢は後期高齢者をクリアされてるといふか、もう達しておられる方なんですけども、この方がこう言われたんですよ。亀尾です言ったら、暮らしはどうですか言ったら、本当に大変ですと。私は、ひとり暮らしで年金が6万円ですと。月割りにすると3万ですと。その中で介護保険料を以前から年金から引かれ、そして今度新しく始まった後期高齢者の保険料が年金から引かれましたと。わずか3万円、その中で水道料金、それから電気代、ほかの料金もですよ、いけば本当にぎりぎりです。私は、今のところお医者さんの御厄介になってないけど、幸いだけでも、もしいつ何度のこの年齢でかかるかわかりません。一体私はどうしたらいいんでしょうかと。私は、元気なときは周囲のお年寄りたちの手伝ってもあげたし、そして一生懸命働きましたと。そのときは税金も納めましたと。本当にこの年になって情けない。私その話を聞いて涙が出ましたけど、一体こういう状況なんですよ。そういう状況の中でほかに、国保税ももちろんですけども、水道料金だとか公共料金も町が、行政がやる事業の分はせめてそれを支援する、これが行政の本来の姿ではないでしょうか。私は、世の中の仕組みというのは支え合いだと思うんですよ。家計の豊かな人が貧しい人、所得の多い人が所得の少ない人、これを支援してあげる、これが本来のあり方であり、行政が率先してやるべきだと思うんですよ。

だから私は再度言うんですが、この約5,000万の余った黒字の部分半分じゃなくて全額今度の会計の中に入れて、今からでもいいですから、引き下げを求めるんですが、どうなんでしょうか、町長に伺います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど答弁をしたとおりでございます、既に相当額引き下げております。国保財政が13億円程度だったと思いますけれども、決算で見ただければわかりますが、大体国保税としてお願いをしておりますのが26%ぐらいだったと思います。本来は半分御負担をいただくわけでございます、ルール上。だけどそのまた半分程度まで税を引き下げております。ですから75%は公費が入っているわけです。こういう問題を構造的に国保が抱えている。しかし、国民皆保険制度を維持していくための最も重要な制度でありますから、国もしっ

かり支援をしている、それから町の方もさまざまな軽減対策やいろいろなことを通じて国保を何とか維持していくように努力をしております。その結果が本来半分負担していただく必要がありますけれども、25%ぐらいしか負担をしていただけていないというところまで下がっているわけです。負担が下がっているわけです。ですからそれは私は、今ここでそういう高いところを削って共助の世界というものを理想を述べられましたけれども、それはもうそういうことを十分やっているとように思っております。

私は、議長さん、ちょっとお尋ねしてもいいでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） どっちに向かって。こっちはよろしいですよ。

○町長（坂本 昭文君） よろしいですか。

○議長（森岡 幹雄君） 構いませんよ。そういう規則持ってるわけですから。

○町長（坂本 昭文君） 今のをもって私の答弁とし、それではちょっと亀尾議員さんにお尋ねをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

基金を崩せということでございます、基本的に。（発言する者あり）今言っておられるのは…
…。

○議長（森岡 幹雄君） 静粛に。

○町長（坂本 昭文君） 繰越金を全部そこへ持っていけということでございますけれども、基本的にはそれを半分、2分の1を保険料を下げることに使いました。残りの半分を基金に積んでおります。かねてずっと言い続けておられますことは、基金を取り崩して保険税安うせということをおっしゃっておられますけれども、一体基金がなくなった場合の保険料、これはどのように賄うべきだとお考えでしょうか、それが1点。

それからもう1点は、基金がなくなって、高額療養費が急に出るというようなこともあります。そういうときにはどのように対応をされようとしているのか。国保税を上げるのか、あるいは一般会計から繰り入れをしてそれを賄うのか、その辺のお考えをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これのカウント。

○議長（森岡 幹雄君） カウントしません。

○議員（12番 亀尾 共三君） なしですね。

基金の積み立てることですよ。私は、何回も繰り返すんですが、みんなが十分払えるという状況ならそれは、家計がですよ、段階ならそれもいいかもしれません。しかし、現実として前年の

分が余ったんですよ。基金が底をついたらそれは別ですよ。だけでも余ってるんだから、よく町長は住民がこういう要求がありますよと言ったら、いや、お金がないからできませんと言うんですけども、この部分は余ってるんですよ。約5,000万余って、そのうちの半分は余ってるんですよ。使うのがね。繰り越しが。だからせめてそれでもやるべきだということがまず1点。今の質問の中ですよ。

それから先ほど基金がゼロになったらどうなのかいったら、問いがあったんですけども、私は基金はゼロにせなんていう、そんなむちゃは言ってませんよ。基金が1億何千万あって、今までの高額医療の累積してみると賄えるんだから、だから崩したらどうですかということで、崩して支援をしたらどうですかということを言ったんですよ。仮にもう医療費の物すごいかかる患者が続々続々出て、もう基金で間に合わんということになれば、そういう場合は突発的ですから、一般財源でもつぎ込まなきゃしょうがないでしょう。医療機関に払えませんよということにできませんからね。それが私の考えです。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私が聞いておりますのは、それではちょっと別な観点から聞きますけれども、それでは一体幾らにすればいいわけですか。基金はどれだけ持てばいいとお考えでしょうか、そのことが1点。

それと一般会計から出すということをおっしゃいましたけれども、そういうことをすれば、これはもう破滅の道だというように私は思うわけですが、一般会計が今どのような状況かということはもう既に御案内のとおりであります。そういういわゆる国保に関係ない人の税金を使って国保を助けるということでしょうか。それをお答えをいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 基金は幾らかと金額面なんですけど、明確に私もここへ手元にありませんから、何億何千万ですよということは言いませんが、過去の5年なら5年のサイクルにしますかね、それの中の一体基金の中から繰り入れるでしょう。毎年当初予算に繰り入れられますね。それであるいは戻しができん年もあるかもしれません。でも何ぼ何ぼ余ったからということでまた繰り入れを返されますね、一般に。そういう中で5年、全く新しくぽんとこの町ができたわけじゃなくて、今までのずっと歴史があって、統計というんですか、それを見ればこの範囲ならどうだということがわかるんじゃないでしょうか。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 静粛に。

○議員（12番 亀尾 共三君） だからそれを私は行政のあれですから、これだけでこうですよ

って手元に資料もないし、何億何千万ですということは明確に答えることができませんが、そういうことです。

それからもう一つ、一般財源をつぎ込むということはどうなのかということなんですが、私は国保の状況の中で当然皆さんのお金は国保加入者以外のお金も、税金も入って今の町全体のお金を回してるわけなんですよ。だけでもそれを国保の加入者だけにぼんとそれを入れていいのかということなんですけども、その考えもいろいろありますけども、しかし言いたいのはなぜかという、この基金というのは高額医療とかそういうもんがどんどん要った場合に、その中から間に合わせないけんからということで、主にそれが積み立てておられると思うんですよ。そんなことは今までの5年間とか、あるいは何年間のサイクルやられた中でその統計の中でいかれて、それをきちんと例えば今まで平均したら7,000万ずっと平均要ってるから7,000万だけ残しときゃいいというんじゃなくて、少なくともそれにちょっと上乘せした分残しておけば大丈夫じゃないかということが私の考えなんです。いいですか。

○議長（森岡 幹雄君） 最初の分の答弁せないけんだないか。それを踏まえて。いえ、答弁。議員の答弁が今終わったわけだけん、最初の質問に対しての答弁がまだ返ってないと。だけ今話を伺って……。

ちょっと休憩します。

午後4時03分休憩

午後4時04分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 今聞いておまして、亀尾議員のいわんとするところが大体理解できました。おおむね理解できた。

ただ、感想を言いますと、そういうことで町の行財政、国保会計を運営することはできません。まず町の破滅の第一歩だというように思っております。私は、弱者や弱い人に手を差し伸べるのは、これはもう当然のことです。先ほど3万円のお話しされましたけれども、現実問題として3万円で生活をなさっているということはありません。これは生活保護以下の暮らしでありますし、またほかの方からの支援、仕送りというようなものもあるのではないかと思います。そういうことについて本当に困っておられれば、積極的に役場の方につなげてあげてほしいと思います。しっかりそれは支援できる体制が整っておりますから、そういうことでそうい

う弱者をきちんと支援をしていくということについては私も十分意を体していきたいと思っておりますけれども、亀尾議員のおっしゃるやり方でいきますとまず南部町の未来というものはないというように私は思います。町の破綻、財政破綻というものがもうすぐやってくると思います。やっぱり大変えらくても払うものは払っていただいて、みんなでこの保険制度を守っていくというのがベースになればいけません。都合のいいときに今だけの、今生きている者だけでこの財政を食いつぶいて若い世代にツケだけをツケ回すというようなことは、これはできないと思って、私は思います。そういうことを感じましたので、逆質問といいたいでしょうか、そういう制度をつくらせていただいて非常に良かったと思います。ありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あと時間がほんのわずかだと思いますけども、一つは、私の考え方でやったらもう南部町破綻してしまうというようなことだったんですけども、私はそういうことを言われることはちょっとおかしいと思いますよ。というのはなぜかといいますと、じゃあ、これは外れるか、また議長がとめるかな。まだこれ決算の審査の中での議論に入るかもしれませんが、例えて言うとミトロキの残土のことなんか1億円出してやられたんですよ。これは借金でやられたわけですね。現金ない。起債で当然。そういうようなこともやられりゃ、果たしてそういう当然起債があるんだからということになれば最終的には収入で間に合うというんですけど、その起債の間の償還部分だとかそういうようなこともやると、それよりも私は住民本位のことをやる方が、そうして地道なことをやる、これが私は南部町の財政を破綻するようなことはないというぐあいに思います。

それともう1点なんですけど、決算の中を見ても、いわゆる滞納部分があるんですよ。これは皆さん100%そうとは言ったら語弊があるかもしれんけど、払いたいんですよ。皆さん払いたい。しかし、日々の生活に追われてなかなかそういう状況が、家計が回らないという状況が十分あると思うんですよ。そういう中からいけば、やはり行政側が支援をしていくというこの姿勢を貫くべきだということを私は指摘するわけなんですよ。

先ほど言われましたように、なかなかそういう生活の苦しい人には積極的に来てください言うんですけども、そういう状況をやられる前に私は積極的に負担を引き下げてあげるということをやすべきだというぐあいに思います。

もうあと1分しかありませんので、私は、本当に今後の南部町の町民の生活を支えるためには、積極的にやっぱり行政がかかわっていく、支援をしていくというそういう姿をやはりすべきだということを指摘して私の質問終わります。答弁は要りません。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁受けられますか。言ってます。

○議員（12番 亀尾 共三君） 要りません。（「させてください。言われっ放しでは」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） する。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 最後に総括的に話しになりましたので、私も総括的にお話をさせていただきます。

受益と負担というもののバランスをどこのあたりに置くのかということは、社会保険制度でやっている制度を維持していくためには、これは国民合意の中で進めていく必要があるというように思っております。

そのバランスが崩れて保険財政が破綻してしまいますと、これはもう元も子もないわけであり、保険財政が破綻してしまいますと元も子もない。ですから保険財政を堅持しながら、できるだけ安い負担で大きなサービスを提供するというのが、私はこれは行政に課せられた大きな使命だというように思っているわけです。本来なら半々と、半分は公費で面倒見ましょう、半分は皆さん方の負担で賄っていきましょうというこの保険が25%程度まで下げているわけです。ですから本来からいいますと私は国保財政というのはもう破綻しているというように思っております。75%も公費が入っているわけですから、これは破綻しておると思っておりますけれども…（発言する者あり）これを若い世代に……。

○議長（森岡 幹雄君） あんまり不規則発言は、静かに私はしてますけども、これ以上やったら。町長、答弁続けてください。

○町長（坂本 昭文君） ですから腰折れになってちょっとつながが悪いわけですがけれども、要は国民皆保険制度を保障している国民健康保険というものを守っていくために、若い世代にツケ回しを全部せんように今の世代でも幾らかの負担はして、大変でしょうけれども、この制度を守っていく必要があるというように私は思っております。

それから日興産業のことをちょっとおっしゃいました。これは誤解があるので、あえて答弁をさせていただきます。昭和54年の10月にミトロキの山林を300万立米採取権を与えるということで土地の購入をいたしております。日興産業がお金を出して町有地になったわけです。300万立米の土砂を採取するというのでスタートしましたが、残念ながら日興産業が倒産をしたということでございます。日興産業からは、この自分が支払った採取権に見合う3,566万4,000円というものを戻してもらいたい、こういう申し出があっておったわけです。これは

町政の長い間の懸案事項でございました。このたび契約を更改するに当たって、改めて町の方で買い取ってもらいたいという申し出があったわけでございます。そこで町の方では、長年の懸案を解決しようということと、それとカントリーパークの駐車場が非常に狭くて天皇杯の野球や、あるいは高校野球、東山球場に次ぐ立派な球場だと評価をいただいておりますが、そういう大会がたびたび行われるのに駐車場が狭くていけんというようなこともございまして、それで駐車場の整備をしようというようなことで残土処分をもってこれを整備する計画をしたわけです。多くの起債をしたということをおっしゃいますけれども、これは計画では2億8,600万円の収入を得て、残土処分料を得て、そして同額を支出して立派な造成をする計画であります。土地代も全部この残土処分料で回収する計画であります。したがって、こういうことを引き合いに出して先ほどの弱者の救済というようなことと比較なさっていただいたら、私としては非常に困るわけです。そういうことではないということをおし上げておきたいと思っておりますし、間違いなくこの日興産業の残土処分として活用して私は町の財政にも寄与してくれる、このように思っておりますので、そういうことを申し上げて答弁といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で……（「済みません」と呼ぶ者あり）何かあるか。

保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 大変申しわけありません。先ほど1人当たりの金額が約5,000円下がったと申しました。ちょっとこちらが間違いがございまして、計算しましたところ今これが20年度の1人当たり調定した額でいきますと3,461円ですので、よろしく願いいたします。どうも失礼しました。

○議長（森岡 幹雄君） 発言の訂正がございました。

亀尾議員、よろしいですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 午後再開以後ずっと続いておりますので、途中で休憩をいたしましたが、ここで若干の休憩をとって続けたいと思います。再開は16時30分再開をいたします。休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 予定の時間になりましたので、会議を再開いたします。

休憩前に引き続いて質問を続けます。

2番、景山浩君の質問を許可いたします。

2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 2番、景山でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、1点、南部町の財政状態について質問をさせていただきます。

合併南部町が発足して4年が経過しようとしております。市町村合併推進に際しては、自立可能な基礎自治体としての適正規模の確保、歳出構造の効率化による財政の健全化がその必要性の大きな要因として上げられておりました。そして三位一体の改革、聖域なき構造改革と声高にうたわれた小泉改革が実施され、地方分権、権限と税財源の移譲、それによる地方交付税などの大幅な見直しなど地方自治体は目まぐるしい環境変化にさらされてきました。しかもこの間も高齢化の進展や人口の減少問題、一向に回復の兆しの見えない地方景気など、南部町の将来が懸念されるような状況は一層深刻の度を深めております。そして議会でもそれに対応した行政施策をどのように実施していくのかという議論の中で必ずと言ってよいほど町財政の問題、財源の問題が取りざたされ、それがネックとなり、例えば学校施設の問題であるとか、我々が望んだ行政施策がなかなか実施できないということが起きてまいりました。望ましいあるべき町や行政の姿を実現するために町の財政は非常に重要な要因です。

昨年は議会に財政推計も示され、今議会では地方公共団体の財政の健全化に関する法律の適用により詳細な報告がなされましたが、再度合併時点からどのような経緯を経て現在の財政状態がどのようになっているか、そして今後どのような見通しを立てているのかを質問をいたします。

具体的な質問事項としては、1つ、合併時点から現在までの財政状態の推移、2つ、各費目別の推移と要因、そして今後の取り組みの方向、3つ、今後予定される大型投資とそれによる財政への影響。

以上、壇上からの質問は以上でございますので、御答弁のほどよろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員さんの御質問にお答えをしております。

本9月議会初日に19年度決算認定に関する提案説明と重複する部分もありますが、議員御指摘のとおり財政問題は常に議論の中心にある重点事項でございますので、改めて検証したいと思います。平成19年度の決算資料10ページからを参考にしてください。

初めに、この4年間を振り返ったとき、前半の3年間は三位一体の改革によって地方財政は大

混乱に陥りました。いわゆる地財ショックであります。新町まちづくりという希望を乗せての船出でございましたけれども、平成16年から18年までの3年間で地方交付税を5兆1,000億円削減という大あらしの中、新町まちづくり計画は繰り延べや変更を余儀なくされました。さらに平成18年には、固定資産税課税誤りが発覚しました。町内家屋1万1,790棟中1,763棟と、約15%にも及び、この事件が広範かつ長期間にわたっていたことが判明いたしました。町民の皆様への返還金は総額2億2,300万円にも及びました。待ったなしの行財政改革が必要な中、職員の皆さんには定数削減や給与カットの継続など、19年度までの3カ年間で1億4,000万円の歳出削減に協力いただきました。また、住民の皆様には、合併時からの課題であった下水道料金を19年度から3年間で25%の値上げをお願いいたしました。皆さんの町を破綻させてはならない、夕張のようにしてはならないという懸命の努力の結果、今決算では合併後初めて財政調整基金に6,600万円の積み立てを行うことができました。

しかし、御存じのとおり、南部町の財政基盤は弱く、国、県からの財源に頼っているのが実態であります。19年度の歳入を見ても交付税や国、県の依存財源が40億9,100万円、65.7%を占めていますので、安定した運営のためには今後とも立ちどまることのない行財政改革の継続と住民の皆様へのわかりやすい財政状況の説明、そして御協力が必要不可欠でありまして、今後さらに努力を続ける所存であります。

それでは、合併以後の財政状況の推移についてお答えします。南部町の収入額をあらわします標準財政規模の推移ですが、平成16年度37億5,100万円から19年度は40億6,100万円に3億1,000万円、8.3%改善されました。これに伴い財政力指数も0.264から0.292に改善いたしました。

地方交付税、普通交付税でございますが、平成16年度25億6,000万円、平成17年度25億9,000万円で、合併前の平成14年当時は両町で27億6,000万円でしたから、地財ショックによって2年間で2億円減額されたこととなります。平成19年には税源移譲とあわせて新型交付税が始まりました。頑張る地方応援プログラムは、行政改革など全国平均を上回る市町村へ交付税の重点配分をする制度でございますけれども、歳出削減の取り組みは県下町村3位で7,900万円、転入者人口の項目では県下トップで、交付税算定のための増加需要額の合計額は1億1,100万円にもなりました。これまで取り組んできたアクロ跡地のマンション建設を初め福里団地の分譲など南部町の定住対策や行政改革による歳出削減が高い評価を得たわけです。この結果、平成19年度普通交付税は28億2,000万円と合併時に比較して2億6,000万円の増額となったわけです。

経常収支比率は、毎年経常的に入る財源に対して職員の人件費や児童手当などの扶助費、借金返済の公債費などの経常的な支出額の割合を示すものであります。平成16年86.5%だった経常収支比率は平成19年度88.4%に上昇してきています。人件費は4.4%落ちましたが、扶助費が2.9%上昇など社会保障に対する経費が上昇していることや下水道などの他会計への繰出金3.6%の上昇などが原因であります。

公債費の比率は、借金の返済額を標準財政規模で割った値ですが、平成16年と平成19年は17.2%で同じ値でした。単年度の借金返済額はふえますと、その返済のために他の支出を減額するか、または貯金を取り崩すかという選択になります。貯金がない場合には行政サービスを低下させるか公共料金を上げるかの選択につながりますので、投資的な経費については選択と単年度に集中させないということが重要であります。起債制限比率も16年、19年は11.9%と同じ値でした。この値が20%を超えますと地方債の発行が制限されます。実質公債費比率は、平成18年から導入された指標で、平成17年度16.4%、18年度17.9%、19年度は少し下がり17.2%となりました。これが18%を超えますと地方債の発行に許可が必要となり、25%を超えますと一部の地方債発行が認められなくなり、起債制限団体となります。

以上のように経常収支比率においては社会的要因により指標が悪化しましたが、他の財政指標はすべて改善傾向にあり、行政改革の効果があらわれております。

また、財政健全化法による4指標は、早期健全化基準をすべて下回りました。下水道事業、病院事業などの公営企業会計、資金不足は、すべての会計ではありませんでした。

次に、歳出の性質別推移についてお答えします。まず、16年度と19年度の比較をしてみます。歳出の総額は、16年度77億5,000万円、19年度は60億6,000万円で、16億9,000万円、マイナス22%の歳出総額となっております。人件費は、14億3,000万円に対して12億7,000万円、12%のマイナスであります。職員数は180人から153人、27名の削減をしました。行政改革の実施計画を指標にしつつ業務の見直しと仕事の合理化と民間委託を進め、削減を進めてまいりました。扶助費は、3億9,000万円から4億5,000万円へ6,000万円の増。児童手当や特別医療費などが要因です。少子高齢化の進展とともに社会保障費は上昇しますので、扶助費は今後とも増加していくと思われます。公債費は、12億6,000万円から11億9,000万円、7,000万円の減少です。建設工事の抑制によって上昇を抑えていますが、平成22年をピークに推定していますが、今後の公共投資には十分な注意が必要です。普通建設事業費は、13億6,000万円から5億7,000万円、マイナスの7億9,000万円。これは率にいたしますと59%の大幅な縮小であります。投資が

集中しないように十分な注意が必要です。物件費は、10億6,000万円が6億6,000万円、マイナスの4億円、38%のマイナスで、合併時の一時的な需要が落ちついたことによる減額であります。補助費は、13億1,000万円が12億1,000万円です。1億円の減額です。一部事務組合に対しても行政改革による歳出削減を呼びかけてきた成果が出たものであります。しかし、西部広域行政管理組合の負担は消防職員の大量退職の時期が迫っているなど、今後、負担が増加することが予想されます。公共料金の上昇を抑えるために特別会計に繰り出しをしております。繰り出し金は、3億8,000万円が4億円に、2,000万円の増となっております。下水道事業、集落排水事業などへの繰り出しが増加傾向にありますので、一定の繰り出し基準内で企業会計を運営するためにもコストの削減と加入促進が必要です。

最後に、今後の大型投資と財政への影響についての御質問です。今後、予定されている大型投資には、西伯小学校改修、会見小学校のプールと体育館の耐震改修、会見第二小学校体育館耐震補強改修など学校改修に約10億円が必要です。また、保育園の老朽化と出生数の減少が間近な問題となっておりますので、仮に保育園統合による場合は保育園改築整備に4億円規模の投資が必要であります。道路改良事業では、現在進捗中の天萬寺内線、入蔵線に2億7,000万円、町営住宅の浄化槽改修に1億1,000万円の工事費を見積もっています。毎日の定時放送や災害時の緊急放送に必要な防災無線は、設置から20年以上経過し、各家庭の受信機はかなり古くなってまいりました。デジタル化が国の方針ですが、各家庭に戸別受信機を設置した場合、約4億円の設備投資が必要です。以上が今後予想される大型投資で、総額は21億円余であります。

いずれも住民の皆さんの生活に密着した重要な課題ですが、一度に投資することは将来の借金返済である公債費を押し上げてしまい、財政が回らなくなってまいります。このためにも短期的にはしっかりとした財政推計をもとにした実施計画が必要であります。一方、少し長期に見た場合には、11年後に交付税の合併特例が終わり、現在より交付税が約4億円減額になります。ですからこの歳入減に備えた歳出の構造にシフトをしていくことが重要であります。さらに人口減少社会と少子高齢化が進行しますので、町税による歳入は確実に減少してまいります。公共料金を値上げはしない、公共サービスを低下させないためには今後もさらなる行政改革を続けることが必要不可欠であります。そして行政は、住民の皆さんに南部町の財政状況をできる限りわかりやすくお知らせをし、行政に参画いただくことが重要になってまいります。そのために地域振興区も創設いたしました。住民の皆様も行政情報を知ることにとどまらず参加いただくことで住民自治が進展し、地方分権時代にふさわしい自己決定と自己責任の行政運営が生まれるはずでございます。以上、財政状況に関する答弁といたします。

○議長（森岡 幹雄君） ここで会議時間の延長をしたいと思います。会議の進行上、本日の会議は、会議規則第92条の規定により、会議時間を延長いたします。

2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 詳細な御答弁ありがとうございました。

何分にも質問作成時にここまで詳細な資料というのが議会の当初に示されるということを想定しておりませんでしたので、数字のこととかそういったことについては今さらまた伺うということとは二重、三重に伺うということになります。できるだけそういったところの重複は避けたいというふうに思いますが、以前伺いました推計値よりもかなり改善された推計値がこのたび発表になっております。大変な御努力をされてこういった健全性の向上にこぎつけられたということで、一安心はとりあえず今の時点ではしておるところです。

それでは、非常にややこしいこの町の財政の仕組みです。私もなかなか理解ができないところもございますので、非常に稚拙な質問をするかもしれませんが、そのときには御容赦をいただきたいというふうに思います。

まず、合併時点から現在までの財政状態の推移に関する質問について、数字が少しずつこの指標ベースでいきますと改善を遂げているということを御報告をいただきました。この財政の問題というのが合併をするかしないかというところで非常に大きな論点になっていたということもありますし、合併をした後にどういうふうな運営をしていけば、またはどういうふうな運営をしていかないと合併が実のあるものにならないのではないかとといったようなことも合併前、合併直後たくさん話が出ていたところでした。すぐに手元に出せる資料はないのかもしれませんが、近隣の町村との比較、それと合併をされなかった、単独を望まれた、例えばこの近辺でいきますと日吉津村さんですとか日南町さん、日野町さん、江府町さん、そういったところがあるわけですが、実際にどういったところが、細かい数字をすぐにといいわけにはいかないと思いますが、どういったところこの合併の効果が、特に財政の面についてあらわれているとお感じになられるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。他町の比較で合併したところと合併しなかったところのどういうところに合併したところの効果があったのかという検証ですか。この視点で他の財政の規模と、それから合併した町の財政の規模、それからそれまでの借金、それから収入、そういうものを押しなべて比較するということは、今回の財政健全化法のこの数値を全部の市町村を比べてみるということでなければまず出てこないのではないかと思います。したがって、こ

の合併によって、ではどうだったのかという検証は私どもの中で今しておりません。

ただ、先ほど町長が答弁の中で申しましたように、合併算定方式という有利な算定の中で交付税をいただいているということは間違いありません。この差が4億あるわけです。したがって、同じ規模で同じことをやる、合併をして一つの町にして財政の効率化を上げるといった中で、この4億円は大きな働きをするお金だろうというぐあいに思っています。合併をしなかったら今やっていますよりさらなる行政改革やそういうことをしなければ将来に対して目標が持てないというようなことになるんじゃないかと思えます。そういう漠然としたお話をしまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。ちょっと補足をして答弁したいと思います。

いわゆる地方交付税が一番多いときは20兆円あったわけでありまして。それが現在15兆円あります。5兆円減った。全体が縮減になったわけでありまして。その中で南部町の交付税はふえたということは、割を食ったところがあるわけでありまして。それはきっと合併をしなかったところは交付税を減額を受けているだろう。トータルで5兆円減っているわけですから、その中で南部町はふえたわけですから、そういう推計をいたしております。

ただ、合併をしなかったということにおいてさまざまな優遇措置が受けられないということで、逆に何とか自立した町を運営していかなければいけない、そういうことで住民の皆さん方の気持ちが一気に高まって行政改革に協力をされるというようなことをもって困難な状況だった日野町も本当に今、一息ついておられるというように聞いておりまして、合併をしなかったところはしなかったところで大変な御努力をなさっておる。やったところはやったところで相当な努力をして今日の状況にやっておるということであろうかと思っております。そういうことで単純な比較はなかなか難しいということでもあります。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 合併の特例によるこの4億円分のメリットというのは、確かに非常に大きなものがあるのではないかというふうに私も思います。次回の選挙では、また議員も2名減ということで、そういった部分からも行政に対してといいますか、財政に対して少しでも改善をしていこうという、また別の見地ではちょっとこの問題はどうかという御意見もあるかもしれませんが、そういった効率化ということが常に図るためにこの合併がなされたんだというふうに私も理解しておりますし、メリットは確かに出てきたのではないかなというふうに感じております。

費目別の御答弁の中で扶助費の伸びが当然これ数字的にも出ておまして、その原因は大体高齢者への給付、それと生活保護費の伸びということであろうというふうに思われます。高齢者とか生活の保護を受けられるような困窮者の方、困難者の方ともに税金の負担能力、担税能力が低くなっている状態の方であるわけですし、町の税収が伸び悩んだり減少したりということが、もし今後もそういった方々がふえていくなればどんどん減っていくということが考えられます。普通地方交付税の算定の方式というのが基準財政需要額から収入額を引いたものだという、そういった格好で出ているということになりますと、この収入額と言われる部分の算定のもとというものがだんだん減ってくるということにももしかしたらなるのかなと。そうするとこの地方を支える交付税の制度というのはどんどん収入額が減ってきたらその差を埋め続けてくれるものなのかどうかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。交付税制度についての御質問でございますので、非常に粗いというんですか、粗い国の税金の話をちょっとさせていただきます。国税は、ことし、20年度の計画の中ではたしか80兆円ぐらいだと思います。この80兆円のうちに国税と呼ばれるもので50兆円、それから借金で30兆円、これで80兆円の予算を組みます。地方交付税は、地方固有の税という私どもは考えをしていますが、現在の中ではその中から法律にのった部分だけを交付税として地方分だということで取ります。それが50兆円の中に国税五税といいますか、法人税や住民税や酒、たばこ、消費税ですか、この中の一定のパーセンテージを交付税という枠の中でもあらかじめ約束します。ですからこの全体の税が小さくなる、法人税が小さくなるだとか住民税が小さくなるだとか、少なくなればパーセンテージは減っていきます。減った分というのは国のほかの会計の中から今のところは何とかくっつけて、先ほど町長が言いました15兆円という規模を保ってます。しかし、前はもっと借金をしてくれまして、20兆円という時代もあったわけです。これから先の推計の中で、その全体のパイが小さくなりますので、交付税制度は確かに今おっしゃられたように基準財政需要額から収入額を引いた相差部分を補てんするんだ、そして全国くまなく社会保障を約束するんだというぐあいになってますけれども、我々担当者レベルからいいますと非常にその将来というものは信用がおけないものだというぐあいに不安も持っております。その中で地方制度というのは、また今後大きな改革があるんじゃないかということを考えております。したがって、必ず面倒を見てもらえるというものではないと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 一つだけ補足しておきます。

収入は、それぞれの地方自治体に収入の努力のインセンティブというんでしょうか、そういうことを与えるために実際の収入の75を収入として見るようになっております。ですから10億円収入があれば7億5,000万円しか収入がなかったことにして交付税をくれるようになっております。ですから自主財源の確保の努力をすればそれだけ交付税そのものは、交付税といましようか、自分とここで使える一般財源の額はふえていくということになるわけでありませう。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） どんどんどんどん町の収入という言い方よりも町民の収入が減っていく、いろんなものを負担できる能力が減っていくかもしれないです。もちろん横ばいにいってほしいですし、上向いていってほしいという気持ちはありますが、万が一というか、横ばいから少し下がりぎみになるような経済情勢が今後当分続くというふうに思います。何でこういうふうな状態になってしまったのかと考えますと、やはり一番大きいところは財政再建のために推進された公共事業の大幅な削減ですね。特に私どものような地方というのは、新しい収入の道とか職場とか雇用の場、そういったものが全く用意をされないままに大なたでずぼんと切られてしまっていて、そのために個々の皆さんの収入が減少する、そしてそれに関連するお商売ですとかそういったところの収入も減っていく、最終的には担税能力が下がっていくといったようなことが実際に落ちてるのではないかなと。多分確実に落ちてるというふうに思います。こういう税収の減少でさらに地方が不利益をこうむるような地方交付税の制度というのは、ちょっと何か許せんような気がいたしますが、これは感想で結構ですが、どういうふうにとらまえていらっしゃるでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。一自治体の問題よりも国の問題になるんじゃないかと思ひます。確かに建設投資等が一時期に比べれば全国の中でも物すごい量落ちてるといふぐあいに思ひます。しかし、一時期国内の内需を拡大するといふことでこの地方自治体の中でも大きな投資を重ねてきましたが、結果としてはそのことによつて安定的な内需といふものは生まれなかつたといふことを考えれば、これはシフトのやり方がやはり少し間違つてたんじゃないかなといふぐあいに思ひます。今度国の首相といふんですか、に対する選挙等がありますけれども、今後少々のインフレを起こしてでも大きく活気を起こせといふ意見や、いや、安定した小さくても身の丈に合つた美しい国を目指すんだといふような議論等も必ず生まれてくると思ひます。そういうところでどういふぐあいに終息するのかわかりませぬけれども、間違いなく50年後には、

8,000万だったですかね、日本の人口は1億2,500万この前までありましたけども、8,000万台に落ちる。必ず人口は減少する。その人口の減少する中でどうやって安定的な社会資本というんですか、その制度を持っていくのかということです、これは一地方自治体がそのことに対して少々の努力によってつくることはできないと思いますけれども、少なくとも安心だとか安全というのは御近所同士のつながりだとか、この田舎には田舎のよさがあって、そういうところで安全保障というんですか、安全性は補完できるんじゃないかというぐあいに思います。ですから大きな国のマクロの考え方もいいでしょうけども、この我々の南部町であればもう少し小さいところで手をつないで元気にやっというふうな政策しかないんじゃないかなというぐあいに思っています。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） ここで話してもこうだということが言えないようなことを聞いてしまいましたんですが、ただ非常に腹立たしいという思いはしております。

これはもうこれ以上言っても国の話ですので、どうしようもございませんが、比率の中で実質赤字比率とか連結実質赤字比率、現在のところは赤字というものが発生しておりません。夕張などで非常に大きな観光事業に対する投資がなされていて、それが一般会計とは別のところでぐるぐるぐる半ば隠したような格好で回されていたのが突然破綻をしたために表面出てきてぼんと赤字になったというのは、これは非常にわかりやすい赤字の発生メカニズムというか、事例だというふうには思うんですが、例えばうちの町で補正予算を組んでも組み切れずに赤字になるとか、そういったケースというものは一体どういったことが想定されるんだろうかなというふう思うのですが、このことをちょっと教えていただけませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。赤字についての御質問ですので、ちょうど出しました資料の中に財政推計のグラフが一番上についた分があったと思います。こういう1ページでございます。これでございます。単年度ごとの赤字は基本的にはあってはなりません。基金だとかそういうものがあると、それが緩衝されて赤字は回避できる。一時的に収入がふえて、もう貯金を取り崩して使うということができるわけです。今までのお金の使い方を見ますと、17年を見てやってみます。基金が8,700万三角ですので、8,700万基金の方を取り崩して運営したということになりますし、18年は1億2,900万、そして19年が1億6,900万貯金をして、20年は、ことしは地域振興基金6億6,700万、ちょっと意味、種類は違いますけども、貯金をしております。このマイナス部分というのは、基金がなかったらこの程

度のサービスをした中でこれが赤字に該当するというぐあいに思います。ただ、行政は常に投資をしたり、またはある程度貯金をしたりということですので、基金があるうちはそういう緊急避難的なお金の執行も可能ですけれども、仮にこれが基金がなかった場合にはこの赤字部分というのは、例えばことしであれば来年の皆さんからいただきます税金を当てにして運営するというような決算をしなくちゃいけないという非常に赤字の雪だるま式に膨れ上がるというぐあいに町長先ほど言いましたけど、そういうことも確実に起きることです。夕張の場合、それを隠して決算をしたためにああいふ破綻になるまで余りわからなかったということが問題になったわけですけれども、したがって一定の基金があれば歳入、歳出の少々乱暴と言ったらおかしいですけれども、必要なときに必要なものができますけれども、基金がなくなった時にはそんなことは全く考えられないということになるというぐあいに思います。したがって、将来の安定的なためには基金がまず一番だろうというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 本当に勉強不足といいますか、一般の企業とか一般の状態ですともう既に赤字が出てる。ただ、基金を充当してるので赤字という表現になってないということなんだということはよくわかりました。

公共サービスの性格上、黒字を絶対出さなければならないということも当然ないと思いますし、借入れをしてでも必要なことは絶対に行わなければならないということも当然出てくると思われれます。しかし、貴重な財源ですので、コストの感覚というのが重要だということは、これに取り組まれて今日の数字の推移を見てるということであろうというふうには思います。

また、私はよく、先ほど町長も発言されましたが、現在のサービスを受けている人の費用を次の世代の若い、しかも数が少ない人が負担をしていくという、こういった世代間扶助の不公平ということはよくこの場でも取り上げたりするんですが、一般的な道路ですとか公共施設ですとか治山や治水、こういったものは将来的にわたって支出が繰り延べられていく、またサービスも長い間その受益を受けることができるということで、こちらの方はある程度世代間とかそういった負担と受益というもののバランスはとれているんだろうなというふうには思います。

ただ、ここで問題といいますか、重要だなと思えるのが、年次的にお金を使ってとか将来的に負担をしていただくことが発生することを前提にしてお金を使って行って、本当に良質のインフラといいますか、基盤整備がしっかりと進んでいるのかどうなのか、町としての資産が本当にふえてるのかどうなのか、投入したお金に見合ったふえ方をしてるのかどうなのかといった考え方は、行政コストの問題とか町の基盤施設などの資産状況の明確化、こういうことをやっていきま

しょうというような動きがどうも出てるようです。かなり普通の民間の企業の損益計算書ですとか貸借対照表に近い形でわかりやすいものが出るのかなというような気はするんですが、こういった取り組みは当町としてはもう取り組んでおられるのかどうなのか、取り組みを検討しておられるのかということ伺いたと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。新地方公会計制度というものが将来導入されるというんですか、目標に今言われましたバランスシートを自治体の会計にもという動きが全国で動いております。先進自治体の中では既に導入してる自治体もありますけれども、道路の資産をどう見るとか水道の資産をどう見るとか、水道は別会計ですけども、そういう資産をどのようにお金に換算したり財産に、皆さん財産として見るのかといろいろな問題はありますけれども、当南部町では21年度に準備に入る予算、来年の当初予算に準備作業の予算計上をしたいというぐあいに今予定しています。22年度に導入しまして、23年秋に22年決算からそういうバランスシートによるものやってみたいということを思ってます。これは国の方が大体の目標として市町村には22年度決算をバランスシートでということをおっしゃっております。ただ、今の現在は法律等の施行が健全化法の方が先に施行されましたけれども、これは法で縛るんじゃなくて各町が自主的にということですので、財源的な裏づけがない中でもこういう方向を県内各自治体も向かって準備中だというぐあいに聞いております。もうしばらく待てばそういうことになると思いますので、また御指導いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。貸借対照表のことですが、うろ覚えでございますので、正確な数字ではございませんけれども、国の方は現在800兆円以上の借金があるということでございます。貸借対照表でやりますと負債が約240兆円ぐらいオーバーするということだそうでございます。ですから赤字だと、国はですね。これに、県と政令指定都市は全部やっております。この県と政令指定都市のを全部加えますと、この赤字が110兆円ぐらいまで縮減すると言われております。これに全国の市町村のを全部貸借対照表でやると、まず間違いなく資産超過になるだろうと言われております。ですから赤字ではないと。借金は確かにあるけれども、それ以上の資産を確保しているということになるだろうと言われております。問題は、高度なところでバランスしておりますから、高い位置で、はっきり言えば高転びする可能性があるというわけがあります。これをどんと両方下げて、借金も少ない、資産も少ない状態で低いところでバランスさせることが必要だというように思うわけです。ですからそういう方向に財政が進んでいきます

から、きっと市町村においても大きな借金、大きな資産ではなくて小さな借金、小さな資産ということに低位のバランスを今後求めてくる。これは財政の縮小ということが必ず起きてまいります。そういうことをいろんな場面で訴えているはずでございますけれども、なかなかこの財政のことは難しいわけでありまして、御理解はなかなかいただけないわけですが、間違いなく行政の守備範囲を縮小していく方向になる、あるというように思っております。国もそういう方向でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 本当に専門性が非常に高いといいますか、わかりづらい。ただ、わかりづらいからほっといてもいいかというわけにもいかないの、また一生懸命これもできるだけ理解できるように頑張らんといけんというふうには思っております。

少し話戻ります。実質公債比率のことです。私たちは学校の関係で約10億ぐらいお金が必要だという答弁がございました。以前から議会でこの学校を早く何とかしていただきたい、耐震補強を何とかしていただきたい、大規模改修何とかしていただきたいというふうをお願いしてるわけなんですけれども、そうしますと当然これ現金ではなくって起債ということになろうと思えます。実質公債比率のパーセント、基準値とか、こういった問題が出てますが、小学校に取り組んで、例えば5億ですとか10億の起債をどんとしますよ。そうするともしかしたら基準値をオーバーしてしまう状況になるかもしれません。このオーバーすることが予想されるような起債というものは全く許されないものなんでしょうか。といいますと基準値を超えてしまっからの起債というのはいろいろな制限がかかると思いますが、まだ超えていない段階での起債が可能なのかどうなのか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 実質公債比率のコントロールのことだと思います。今非常に実質公債比率が注目されてまして、18%からなると許可制になるということですが、25%以上になりますと今度一定の起債が制限される、それから35%以上になりますと、現在南部町で該当しますのは広域基幹林道であるとか町営住宅であるとか天萬寺内線や賀祥今長線の起債は許可されなくなります。いわゆるもうそういう事業はできなくなるというものでございます。

議員御質問のそれより低いときに許可されないのか、できるのかできないのかですけど、これは思い切った町長が投資を決断し、議員の皆様がやろうというぐあいに言われればできます。しかし、将来必ず大型のものを一気にやりますとその借金額が、普通の家庭でも同じですけども、100万円の収入があったところに借金返済に単年度でも50万とかいうものがありますと普通

の生活のバランスが大きく崩れてしまいます。そういう状態に備えがあれば可能ですけれども、備えない状態でそういうことをしますと長い間その借金返済等に苦しむということになると思います。ですから十分な将来計画を組んで安定的な投資というものが必要じゃないかというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） もちろんわかります。言っておられることはわかります。わかるんですけども、全国的にたくさん発生しておりますので、我が町だけということは言えないかもしれないけれども、財政的に厳しい状態の町の子供だけが危険な状態の校舎にい続けなければならないのかというところは非常にちょっと釈然としないところもあります。今まできちんと管理をしていただいてこれだけ数値的に改善をしてきているということですので、もう一踏ん張りしていただいて何とか一日も早く、一発でぼんというわけにはいかないでしょうけれども、順次整備をしていただくところを少しでも早めていただければなというふうに思います。

いろいろお答えをいただきましたけれども、2011年のプライマリーバランスの黒字化というやつがテレビで総裁選があるということで非常に言われておって、これがいいだの悪いだのということがありますが、多分大筋の線ではこれ変わらないのかなと。そして歳出の規模というのは、まだ相当期間縮小が続いていくだろうというふうに当然思います。私、何遍もこういった質問をするとき言うんですけども、町民が一定の収入があって安定した生活を営めるような状態であるんならば町が多少貧乏でも構わんのかなと。もちろん借金を返すことを負担できないほど貧乏になってもらっては困りますが、ある程度町民は豊かだけど、町はちょっと貧乏かなぐらいだったら、それはそれでいいんじゃないかなという気はしております。ただ、現実には行政のセーフティーネット必要とされてる方が徐々にふえているという状況でございますので、理想と現実の乖離というものが相当大きい。町の財政の健全な運営は、ますます重要になってきているというふうに改めて感じた次第でございます。この健全性が維持されて、さらには町民自身が豊かさを感じられるようなそういう町になりますことを願って今任期の最後の質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森岡 幹雄君） 終わってよろしいですね。

これもちまして2番、景山浩君の質問を終わります。

これもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

この後、日程第4の南部箕蚊屋広域連合議会議員補充選挙を行わなくてはなりませんけれども、執行部は退席をいただきますので、この際、明日のことを申し上げておきますが、明日は会議を

9時から行って一般質問を続行する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。
休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時27分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第4 南部箕蚊屋広域連合議会議員の補充選挙について

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、南部箕蚊屋広域連合議会議員の補充選挙についてを議題といたします。

議員辞職に伴いまして南部箕蚊屋広域連合議会議員に欠員が生じておりますので、南部箕蚊屋広域連合規約第8条の規定により、本町議会において広域連合議会の議員選挙をするよう定められております。

欠員に伴い選出する連合議員は、1名であります。

なお、任期は、前任者の残任期間であることを申し添えます。

南部箕蚊屋広域連合議会議員の補充選挙についてを行います。

南部箕蚊屋広域連合議会議員の立候補者の立候補表明がございましたらお願いをいたします。

1番、植田君。簡潔に。

○議員（1番 植田 均君） 私は、南部箕蚊屋広域連合議員に立候補いたしたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 福祉の問題としては、今重要な時期になっております。私は、関係町村の実態と安定した運営を目指してしっかりと勉強していきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 植田議員並びに石上議員、両名からの立候補の表明がございましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（森岡 幹雄君） 議場閉鎖をいたしました。

選挙は、投票で行います。

ただいまの出席議員数は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条2項の規定により、立会人に4番、赤井廣

昇君、5番、青砥日出夫君、2名を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（森岡 幹雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（森岡 幹雄君） 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

事務局長が議席番号と議員名を呼び上げますので、順番に投票願います。

なお、投票に当たっては、単記無記名で枠の中に氏名を御記入いただくようお願いをしておきます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1番 植田 均君	2番 景山 浩君	3番 杉谷 早苗君
4番 赤井 廣昇君	5番 青砥日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君	9番 笹谷 浩正君
10番 足立 喜義君	11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君
13番 塚田 勝美君	15番 宇田川 弘君	16番 森岡 幹雄君

○議長（森岡 幹雄君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたしました。

これより開票を行います。赤井廣昇君、青砥日出夫君の立ち会いをお願いをいたします。事務局、よろしく。

〔開 票〕

○議長（森岡 幹雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、植田均君3票、石上良夫君12票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、石上良夫君が南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選されました。（拍手）

石上良夫君が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森岡 幹雄君） 石上良夫君の発言を許します。受諾の旨。

○議員（7番 石上 良夫君） 任期は短いですが、南部町のみならず他町の福祉の現場をしっかりと勉強して、本町の福祉の発展に尽くしたいと思いますので、よろしくお願いします。（拍手）

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日9日も定刻より本会議を持ちまして引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をいただくようお願いをいたします。お疲れでございました。

午後5時37分散会
